

事務連絡
令和8年1月30日

各都道府県消防・防災主管部局 }
各指定都市消防・防災主管部局 } 御中

消防庁総務課

令和7年度消防庁補正予算、令和8年度消防庁予算案及び令和8年度の
消防防災に関する地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について

令和7年2月に発生した大船渡市林野火災では、緊急消防援助隊、県内消防本部及び消防団において、消防活動や避難誘導等、全力で取り組んでいただいたところです。消防庁では、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」での検証※を行い、政府の令和7年度補正予算（令和7年12月16日成立）や令和8年度当初予算案（同年12月26日閣議決定）において、消防防災力の更なる充実強化に必要な予算を確保しました。

※ 検証結果を踏まえた、都道府県、市町村、消防本部において推進すべき事項については、「大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」（令和7年8月29日付け消防庁次長通知）を御確認ください。

これらを踏まえた消防庁の令和7年度補正予算（以下「補正予算」という。）、令和8年度当初予算案（以下「当初予算案」という。）及び現段階における消防防災に関する地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について、下記のとおりお知らせします。

各都道府県消防・防災主管部局おかげでは、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）及び消防本部に対して速やかに御連絡いただくようお願いします。

記

1 大船渡市林野火災等を踏まえた緊急消防援助隊の充実強化

消防庁では、大規模災害における緊急消防援助隊の重要性に鑑み、大船渡市林

野火災等の実災害の教訓を踏まえた車両・資機材の充実強化に取り組むこととしており、都道府県、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）及び消防本部（以下「都道府県及び市町村等」という。）におかれては、以下の事項に留意し、積極的な取組をお願いします。

また、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更について（通知）」（令和7年3月19日付け消防広第35号）のとおり、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」について、新たな登録目標隊数の設定、新規部隊の創設、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた運用面の見直し等を内容とした改定を令和7年3月に行いましたので御留意願います。

（1）緊急消防援助隊の充実強化に資する車両・資機材・設備などの整備

緊急消防援助隊の車両・資機材の整備に取り組むとともに、緊急消防援助隊の受入れ施設などの受援体制の整備にも積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、緊急消防援助隊の車両・資機材や受入れ施設の整備について、緊急消防援助隊設備整備費補助金や緊急防災・減災事業債などの財政措置の活用が可能であり、同補助金については、物価上昇を踏まえ、基準額の見直しを行い、令和8年度分から適用することとしていること。

（2）無償使用車両・資機材等の配備

近年の災害対応の教訓等を踏まえ、緊急消防援助隊の車両・資機材の充実強化に向け、補正予算において、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）第50条の規定に基づく無償使用により、以下の車両・資機材等を新規・更新配備することとしていること。都道府県及び市町村等におかれては、緊急消防援助隊の出動時に、有効に活用できるよう、車両・資機材の配備目的の理解と取扱いの習熟、迅速な出動体制の構築に取り組んでいただきたいこと。

なお、配備に当たっては、緊急消防援助隊の出動時に迅速に対応できるよう、車両等の特性、地域バランス等を勘案することとしていること。

ア 消防庁ヘリコプター

南海トラフ地震等に備え、現在5機体制の消防庁ヘリコプターを1機新規配備し、6機体制とすることとしていること。

イ 海水利用型消防水利システム

大船渡市林野火災の教訓を踏まえ、消防水利が限られた山間部においても、海や河川等から取水し長距離の大量送水が可能な、海水利用型水利システム2台を新規配備することとしていること。また、既配備車両の老朽化を

踏まえ、緊急消防援助隊の消防力を維持するため、1台を更新配備することとしていること。

ウ 大型水槽付き放水車

大船渡市林野火災の教訓を踏まえ、大容量の水槽を備え、走行中の放水が可能な大型水槽付き放水車6台を新規配備することとしていること。

エ 林野火災対応ユニット車

大船渡市林野火災の教訓を踏まえ、山林内でも走破性が高く、夜間監視・熱源探査可能なドローン等の林野火災対応資機材を搭載した林野火災対応ユニット車19台を新規配備することとしていること。

オ 高度土砂吸引車

土砂やがれきなどの除去作業を効率的に行うことができる高度土砂吸引車2台を新規配備することとしていること。なお、同車両の整備については、緊急防災・減災事業債の対象とすることとされていること。

カ 機動前進指揮車

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、道路事情が悪くても緊急消防援助隊の部隊が人員、資機材を被災地へ迅速に進出させ速やかに活動を展開できるよう、人員等の搬送が可能な小型で多用途に活用できる車両18台を新規配備することとしていること。

キ 救助先行車・携帯型救助資機材

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、発災初期における救助活動体制の更なる強化を図るため、道路事情が悪い場合の陸路進出に加え、道路寸断により陸路進出が難しい場合であっても、自衛隊が保有する大型ヘリ等に積載し空路での現場進出ができる車両及び携行可能な救助資機材1式を新規配備することとしていること。

ク 無人走行放水ロボット及び搬送車

津波到達前の浸水想定区域での大規模火災や、木造密集地域、倉庫、トンネルでの火災など、消火活動の困難性・危険性が高い現場において消防力の劣勢を補うとともに、活動隊員の安全を確保して消防活動を行うため、無人走行放水ロボット及び搬送車1式を新規配備することとしていること。

ケ 高機能エアーテント

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、猛暑・厳冬期の過酷な環境下にお

ける緊急消防援助隊の活動環境改善のため、冷暖房を完備した高機能エアーテント56式を新規配備することとしていること。

コ 拠点機能形成車

大規模災害時の広域的な消防防災体制の充実を図るため、被災地の前線において、隊員が休憩・宿営するほか、現地本部として部隊会議を行うなど、活動拠点として利用できる拠点機能形成車2台を未配備県に新規配備することとしていること。

サ 特別高度工作車

既配備車両の老朽化を踏まえ、排煙消火機能を有する大型ブロアー装置と研磨剤入りの高圧水流で障害物を切断可能なウォーターカッター装置を搭載し、トンネル火災や倉庫火災などの大規模災害時に対応可能な特別高度工作車1台を更新配備することとしていること。

シ 映像伝達装置

大規模災害時の広域的な消防防災体制の充実を図るため、緊急消防援助隊等が災害現場の映像等をリアルタイムに消防庁や関係機関に情報提供するための映像伝送装置31式を更新配備することとしていること。

ス 重機及び重機搬送車

既配備車両の老朽化を踏まえ、人命救助や道路啓開活動時の瓦礫除去等に有効で、震災時や土砂災害時に対応可能な重機及び重機搬送車1台を更新配備することとしていること。

(3) 消防防災ヘリコプターの安全性の向上と航空消防防災体制の強化

消防防災ヘリコプターは耐空検査等により運休期間が発生することを踏まえ、引き続き相互応援協定の締結に努めるとともに、各ブロックの区域における耐空検査の時期の調整に取り組み、災害対応を的確に行える体制づくりに努めていただきたいこと。

また、都道府県に配備されている消防防災ヘリコプターの管理運用経費について、2機目分も新たに普通交付税措置を講ずるとともに、消防庁ヘリコプターが配備されている地方公共団体については、当該消防庁ヘリコプターにおける普通交付税の基準財政需要額の算入額と実際に要した管理運用経費との差額について、新たに特別交付税措置を講ずることとされていること。

(4) 緊急消防援助隊等の応援職員の受け入れ施設等の整備

緊急消防援助隊をはじめとした応援職員の受け入れ施設等の整備について、着

実に取り組んでいただきたいこと。

なお、以下の事業について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。このうち、緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設については、対象施設の明確化を行うこととされており、令和7年度までに建設工事に着手した事業については、所要の経過措置を講ずることとされていること。

ア 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設、災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設の整備

イ 消防本部、消防署、出張所及び消防学校（以下「消防庁舎」という。）のうち緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置付けられたものにおける女性専用施設（浴室、仮眠室などをいう。以下同じ。）の整備

（5）無償使用車両・資機材等の維持管理

消防組織法第50条の規定により地方公共団体が無償で使用している車両・資機材・ヘリコプターについて、引き続き、適切な維持管理に努めていただきたいこと。

なお、その維持管理に要する経費について、引き続き普通交付税措置が講じられていること。

（6）緊急消防援助隊の派遣体制の構築

大規模災害が発生した際、緊急消防援助隊が迅速・的確に対応できるよう、引き続き応援派遣体制の構築に積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、以下の経費について、特別交付税措置が講じられていること。

ア 長官の求めによる出動の場合の活動経費及び長官の求め又は指示による出動の場合の地元消防本部において生じる関連経費（消防力維持のための時間外勤務手当、予備車の確保に要する経費等）

なお、「指定都市以外の市町村が負担する緊急消防援助隊の活動経費に係る財政措置について」（令和7年12月11日付け消防広第400号）のとおり、指定都市を除く受援市町村において令和7年以降に生じた活動経費について、特別交付税措置を講ずることとされていること。

イ 「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」（平成27年3月31日付け消防広第74号）第5条第2項及び第3項に基づき出動準備に要する経費

（7）緊急消防援助隊として出動した消防職員の手当

緊急消防援助隊として出動した場合の特殊勤務手当の支給について、国家公務員や警察職員との待遇の均衡が図られていない団体におかれでは、「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について（通知）」（令和7年4月15日付け消防消第113号・消防広第148号）等を踏まえ、緊急消防援助隊として出動した場合を要件に支給する手当の創設の検討や、既に支給している特殊勤務手当の額、水準の見直しの検討をできるだけ速やかに行っていただきたいこと。

（8）緊急消防援助隊アクションプラン

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、著しい地震災害が想定され、速やかな応援体制の構築が必要であることから、発災後直ちに全国規模で緊急消防援助隊を展開させられるよう、予めその運用ルールを定めるアクションプランを定めているところ。その内容を再確認し、受援及び応援体制の構築に積極的に取り組むとともに、発災時には的確に対応していただきたいこと。

なお、南海トラフ地震については、令和7年7月1日の中央防災会議において「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更が決定され、今後、国において「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の変更が予定されていること。また、首都直下地震についても、防災対策の進捗状況等を踏まえ、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の見直しに向け、国において議論がなされており、その動向を注視いただきたいこと。

（9）緊急消防援助隊合同訓練の実施

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定災害とした、全国規模での緊急消防援助隊の実践的な応援・受援訓練を北海道及び宮城県を開催地として実施すること。

本訓練は、当該地震に対する受援能力の強化と全国的な緊急消防援助隊の応援能力の強化などを目的とするほか、（8）のアクションプランの実効性の確保を目的として、全都道府県から緊急消防援助隊の参画を得て実施すること。

また、今後消防庁より通知する緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項に基づき、ブロックごとに都道府県が計画する図上訓練及び実動訓練等を実施すること。

上記趣旨を御理解いただき、各都道府県においても本訓練への参加及び本訓練の機会を捉えた広域部隊進出の検討に、積極的に取り組んでいただきたいこと。

（10）緊急消防援助隊の受援能力の向上

大規模災害時には緊急消防援助隊の活動調整や応援部隊の受入れを円滑に行うことが、災害対応にとって極めて重要であることから、都道府県や消防本部におかれては、受援能力をより一層向上させるため、「緊急消防援助隊に係る消防本部受援図上訓練企画・実施マニュアルの策定について（通知）」（令和6年3月29日付け消防広第94号）などを参考に、実践的な訓練を実施するとともに、応援要請基準を明確化するなど受援計画の必要な見直しを隨時行っていたいきたいこと。

また、都道府県や消防本部においてこれらの訓練や見直しを行うに当たっては、緊急消防援助隊の受援に関する豊富な知識又は経験を有している消防職員を派遣する「緊急消防援助隊受援アドバイザー事業」を令和8年度から本格運用することとしており、その積極的な活用についても、併せて検討していただき、発災時の迅速な応援要請につなげていただきたいこと。

あわせて、受援都道府県は、消防組織法第44条の2の規定に基づき、都道府県知事を長とする「消防応援活動調整本部」を設置し、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整や警察、海上保安庁、自衛隊、DMAT等の関係機関との連携を行うこととなっていることから、これらの役割を十分に果たせるよう、日頃の訓練等を通じて体制の構築を図っていただきたいこと。

(11) 緊急消防援助隊の救助技術の高度化研修

多発する豪雨災害や発生が予測される大規模災害等に対応するため、令和8年度から新たに各都道府県の代表消防本部等に、流水下での救助技術やロープレスキュー技術等の研修を実施し、周辺の消防本部等へ救助技術を普及することとしていること。

2 消防防災分野におけるDX・新技術の活用の推進

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化のため、（中略）消防・防災DX（中略）を進める」とこととされており、消防庁では、消防防災分野におけるDXや新技術の活用を推進しています。

これらを踏まえ、都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、消防防災分野におけるDX・新技術の活用の推進に積極的に取り組むようお願いします。

(1) 消防分野における新技術の研究開発・実用化の推進

消防庁では、中長期的視点で消防技術戦略を検討するため、令和7年6月から「消防技術戦略会議」を開催し、今後その議論を基に研究開発の重点分野を設定するとともに、関係機関との連携強化や現場への導入促進に取り組むこととしている。これを踏まえ、消防庁が実施を予定している事業について、下記

のとおり御協力をいただくとともに、災害対応上有効と認められる新技術について、積極的に現場への導入を検討いただきたいこと。

ア 消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）においては、消防機関等の参画を必須としていることから、積極的に協力いただくとともに、地域の大学、研究機関、事業者等に当該制度の趣旨や内容について、積極的に周知いただきたいこと。

イ 内閣府の令和7年度事前防災対策総合推進費を活用して実施している消防分野における最新技術活用検証事業においては、スタートアップ企業等から提案された新技術の消防の現場での活用について、テストフィールドでの検証を実施したところであり、今後、消防本部における実地検証を行った上で検証結果を公表するので、最新技術の導入を検討する際の参考としていただきたいこと。

ウ 補正予算により新たに実施する新技術現場実装モデル事業においては、実際の消防活動に即した新技術の運用方法を検討するモデル事業を実施するので、積極的に応募いただきたいこと。

エ 令和8年度から新たに実施するマッチングイベントにおいては、消防機関が抱える課題や現場ニーズを研究機関や企業に発信するとともに、企業等からの最新技術に関する情報提供や展示を行う予定であるので、積極的に参加いただきたいこと。

（2）消防指令システムの標準化・消防業務システムのクラウド化

消防庁では、全国の消防本部で今後予定されるシステム更新に併せて、各消防本部からの要望も踏まえ、①消防活動に資する情報通信技術（ICT）を取り入れたシステムの構築、②導入・運用コストの低減、③システム導入に係る業務支援、の観点から、「消防指令システムの標準仕様書等の策定について」（令和6年3月27日付け消防情第94号）及び「消防業務システムの標準仕様書等の策定等について」（令和6年10月30日付け消防情第255号）により、消防指令システム及び消防業務システムの標準仕様書等を策定しているため、各消防本部においては、システムの更新の際には、この標準仕様書等に基づき整備いただきたいこと。

また、消防の広域化又は連携・協力を行おうとする消防本部（過去において広域化又は連携・協力を行った消防本部を含む。）における消防指令システムの標準化に併せた高機能消防指令センターの整備について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であるほか、標準仕様に基づいたSaaS型消防業務システムの移

行に要する経費（「共同調達」によりシステムの移行を行う場合）について、デジタル活用推進事業債の対象とされていること。

（3）災害対応業務におけるデジタル化の推進

ア 災害時の情報共有体制の強化

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）に基づき、内閣府の「新総合防災情報システム（SOBO-WEB）」を中心として、国、都道府県等が保有する防災情報関係システムのデータを自動連携等で集約し、災害対応機関等で共有する「防災デジタルプラットフォーム」の活用を推進するため、都道府県においては、防災情報システムについて、自動連携に係る必要な改修を速やかに行っていただきたいこと。

なお、「新総合防災情報システム（SOBO-WEB）」との間で自動連携を行うために必要となる都道府県防災情報システムの改修について、サーバー設置等を伴う場合には、緊急防災・減災事業債の活用が可能であり、また、サーバー設置等を伴わない場合には、特別交付税措置が講じられていること。

イ 災害時の映像情報共有の推進

災害時における国と地方公共団体との間における映像共有手段の充実を図るため、消防職員による投稿型の機能を有した「消防庁映像共有システム」については、令和6年能登半島地震において、暫定的な運用を行い、令和6年9月から正式運用を開始した。令和7年3月には、内閣府の新総合防災情報システムと接続し、国、都道府県等をはじめとした災害対応機関等での映像共有が可能となっている。

本システムは、大規模災害はもとより、風水害等により発生した被害状況の早期把握や、広域的な支援体制の早期確立など、迅速な対応に有効なシステムであることから、消防本部においては、発災後速やかに本システムによる消防庁との映像共有を実施していただきたいこと。

特に迅速な災害状況の把握等が求められている中、消防団員による本システムの活用については、地域住民の安心・安全に直結し、地域防災力の充実強化を図る上で極めて重要であること。

このため、消防団を含めた消防機関においては、大規模災害等に備え、消防職員・消防団員が適切に操作できるよう定期的な研修等を実施するとともに、災害時に本システムを運用できるよう普段からの訓練等にも本システムを取り入れるなど、本システムの積極的な活用に向けた取組を実施していただきたいこと。

（4）火災予防／危険物保安／石油コンビナート等の保安の各分野における各種手続等のデジタル化の推進

各分野における各種手続について、電子申請等の導入を進めていただくとともに、特に消防同意審査手続について、令和7年4月から国土交通省において、当該手続を含めた建築確認関係手続を電子的に行うことができる確認申請受付システムの運用が開始されていることから、遺漏なく導入いただきたいこと。

なお、消防本部等において、電子申請等を受け付けるために必要なネットワーク接続端末等の整備に要する経費のほか、消防同意審査手続の電子化に必要な端末等の整備に要する経費について、普通交付税措置が講じられていること。

(5) 消防訓練におけるDXの推進等

一般的な火災や大規模な豪雨災害・土砂災害、今後発生が予測される大地震による災害の発生を想定し、直面する危険を仮想空間で擬似的に体験、習得できるツールとして、VRを有効活用した訓練コンテンツを令和5年3月に全消防学校に配備していることから、積極的に活用いただきたいこと。

また、現場活動における活動マニュアルや初任教育の教材等、消防本部や消防学校等の独自の取組を共有できる専用サイトを令和4年度に構築したことから、引き続き新規コンテンツを積極的に掲載するとともに、優良事例・先進事例の横展開を図っていただきたいこと。

(6) 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の活用

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るためにアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」については、総務省及び地方公共団体金融機構において令和8年度も引き続き実施することとし、「地方公共団体のDX（消防防災DX）」等について、アドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）することとされている。各地方公共団体においては、本事業を積極的に活用いただくとともに、消防防災分野のDXに携わった経験がある職員若しくは退職者、又は当該業務に関し優れた知見を有する者を推薦いただきたいこと。

3 常備消防力の充実強化

都道府県及び市町村等におかれでは、以下の事項に留意し、常備消防力の充実強化に取り組むようお願いします。

(1) 消防の広域化及び連携・協力の推進

消防の広域化及び連携・協力については、令和6年に改正した「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号）及び「消防の連携・協力について」（平成29年4月1日付け消防消第59号）に基づき、令和11年

4月1日を推進期限としているところであるが、消防の広域化及び連携・協力に向けた都道府県及び市町村等の取組を引き続き推進していただきたいこと。

また、消防の広域化及び連携・協力により現場到着時間が短縮する区域等について地図上に可視化し、広域化及び連携・協力の効果を分析するためのシステム（消防用車両出動シミュレーションシステム）については、「令和7年度における「消防用車両出動シミュレーションシステム」の機能改善等について」

（令和7年7月30日付け事務連絡）のとおり、機能改善を行ったところであり、消防の広域化や指令の共同運用における高度な運用（直近指令及びゼロ隊運用）等の検討に積極的に活用いただきたいこと。

さらに、都道府県が行う協議会の設置・運営、広域消防運営計画又は連携・協力実施計画作成に当たってのシミュレーションに要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとされており、都道府県におかれでは、消防の広域化及び連携・協力に取り組む市町村の支援により積極的に取り組んでいただきたいこと。

（2）消防防災施設の整備促進

耐震性貯水槽、防災用備蓄倉庫などの消防防災施設の整備は、地震等の大規模災害や特殊災害時における住民生活の安全・安心を確保するという観点から非常に重要であることから、積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、これらの消防防災施設の整備について、消防防災施設整備費補助金や緊急防災・減災事業債などの財政措置の活用が可能であり、同補助金については、物価上昇を踏まえ、基準額の見直しを行い、令和8年度分から適用することとしていること。

（3）ドローンによる消防防災力の強化に向けた取組

ア 消防本部における災害対応ドローン（水中ドローンを含む。）の整備

消防本部が整備する災害対応ドローンは、被害状況や災害推移の把握、部隊運用や水難救助活動等に効果的であることから、積極的に整備に取り組んでいただきたいこと。

なお、災害対応ドローンの整備について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

イ ドローンの活用人材の育成を通じた災害対応能力強化

消防本部がドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、より高度な技能を有する人材を育成するため、ドローン技術指導アドバイザーの育成研修やアドバイザー（消防職員に限る。）の一等無人航空機操縦者技能証明の取得支援を実施するとともに、アドバイザー派遣制度により全国の消防本部の操縦者育成を図ることとしていることから、当該制度を積極的に活用していただき

きたいこと。

なお、消防職員の一等無人航空機操縦者技能証明（夜間・目視外の限定変更）の取得に要する経費について、特別交付税措置が講じられていること。

（4）大船渡市林野火災を踏まえた飛び火警戒要領の見直し等

消防庁では、大船渡市林野火災を受け、「飛び火警戒要領の見直し等について」（令和7年10月29日付け消防消第463号）を発出したところである。大船渡市林野火災では、飛び火による広範囲の延焼が見られ、同時多発的に住家への被害が発生したことから、各消防本部においては、林野から住家への飛び火による延焼を防ぐことを主眼とした飛び火警戒要領の見直し又は策定に取り組んでいただきたいこと。

（5）津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画等の策定

消防庁では、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画（例）や計画策定の際の留意事項を取りまとめ、「輪島市大規模火災を踏まえた「津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画」策定等について」（令和6年12月16日付け消防消第410号）を発出したところである。津波浸水想定区域を管轄する消防本部においては、切迫する大規模地震・津波災害等に備えるため、可能な限り早期に計画策定等に取り組んでいただきたいこと。

また、計画策定の支援として、未策定の小規模消防本部等に対し、津波時の消防活動計画策定推進アドバイザーの派遣を通じ、計画策定を促進することとしていること。

なお、専門家等を招聘し開催する検討会に要する経費や、津波の高さ、津波警報の種別に応じた活動可能区域の設定のための津波災害シミュレーションに要する経費など、地方公共団体が行う津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画策定に要する経費について、特別交付税措置が講じられていること。

（6）消防職員の確保

近年の大規模災害の頻発化や救急需要の増加を踏まえ、必要な消防力を確保するため、各市町村の実情などに応じて、消防職員の確保に努めていただきたいこと。

消防庁では、各消防本部の幹部職員を対象に、離職防止に関する研修を実施することとしており、各消防本部において、消防職員の働きやすい環境づくりに向けた取組を推進していただきたいこと。

なお、地方財政計画上の消防職員数について、消防防災行政の状況などを勘案し、790人の増員をすることに加え、定年引上げに伴う一時的な増員として245人を見込むことにより、全体として1,035人の増員をすることとされていること。

また、「地方公務員法の一部を改正する法律」（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日から施行され、消防職員を含む地方公務員の定年の段階的な引上げが行われているところであり、各消防本部におかれでは、「定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会報告書」（令和4年11月）を参考にしながら、市町村人事担当部局と連携の上、災害活動に必要な消防力を維持し、行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制の確保に向け、必要に応じて定員を見直すなど適切に対応いただきたいこと。

（7）消防本部における女性消防吏員の活躍推進

消防庁では、「消防本部における女性活躍推進に関する検討会報告書」（令和7年12月。以下「令和7年12月報告書」という。）を踏まえ、「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍の推進及びハラスメント対策の徹底について（通知）」（令和8年1月14日付け消防消第11号。以下「1月14日付け通知」という。）を発出し、消防本部全体の目安となる目標を「女性消防吏員の比率を将来的に10%程度まで引き上げることを目指し、まずは5年後（令和13年度）までに採用者に占める女性の比率を10%以上とする。」と設定したところである。

各消防本部におかれでは、この目標を踏まえ、到達時期を含む具体的な数値目標を設定していただくとともに、女性消防吏員の更なる活躍推進に向け、女性消防吏員の確保、働きやすい職場環境づくり、育成及び職域拡大のための取組を計画的に推進していただきたいこと。あわせて、適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大、ライフステージに応じた配慮、女性専用施設の計画的な整備など、ソフト・ハード両面での環境整備に積極的に取り組んでいただきたいこと。

加えて、緊急消防援助隊等の大規模災害時の応援派遣において、初期段階から女性消防吏員を派遣できるよう、男女ともに意欲や適性を踏まえつつ活躍できる環境の整備に取り組んでいただきたいこと。

なお、消防庁舎における女性専用施設の整備に要する経費について、引き続き特別交付税措置が講じられていることに加えて、前述の「1 大船渡市林野火災等を踏まえた緊急消防援助隊の充実強化」の「（4）緊急消防援助隊等の応援職員の受け入れ施設等の整備」における、緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置付けられた消防庁舎における女性専用施設の整備に要する経費についても、引き続き緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

また、応援派遣時に男女各々の宿営環境を確保するために必要な資機材の整備について、普通交付税措置が講じられていること。

（8）男性消防職員の育児休業の取得促進

消防職員に係る男性の育児休業取得率の政府目標は、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）及び「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議

決定）において、民間と同様に、令和7年までに50%、令和12年までに85%に引き上げられたところであり、男性の育児休業等の取得は、本人にとって子育てに能動的に関わる契機として重要であるとともに、組織にとっても、多様な人材を生かすマネジメント力の向上や子育てに理解ある職場風土の形成等の観点で重要となることから、「男性消防職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の一層の推進について」（令和7年1月29日付け消防消第24号）等を参考にして、より一層の取得促進に取り組んでいただきたいこと。なお、今後、各消防本部の参考となるような取組事例集等を発出する予定であること。

また、消防庁では、当初予算案において、普及・啓発ポスターの作成や幹部職員向け研修を実施するなど、男性育休の取得を「当たり前」にするための取組を推進していること。

（9）消防本部におけるハラスメント等への対策の徹底

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に侵害する許されない行為であり、職員の士気を低下させ職場環境の悪化を招くとともに、国民、住民の信頼を著しく損ね、消防行政に対する社会的評価にも悪影響を与えかねない行為である。

消防庁では、前述の令和7年12月報告書を踏まえ、1月14日付け通知を発出したところであり、各消防本部におかれましては、当該通知も参考にして、引き続き、ハラスメント等の防止に向けた取組を徹底していただきたいこと。

（10）消防職員委員会の運用改善

「消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正等について（通知）」（令和7年5月27日付け消防消第174号）や「消防職員委員会運営事例集について」

（令和7年7月28日付け事務連絡）など消防庁から累次にわたり発出している通知等を踏まえ、消防職員からの意見を幅広く求めることにより消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資するよう、消防職員委員会の運用改善に不断に努めていただきたいこと。

（11）消防大学校における訓練の充実強化

消防大学校では、消防職団員及び地方公共団体における防災・危機管理を担当する職員に対する高度な教育訓練を実施していること。

令和8年度は、引き続き全国消防組織の安全管理体制の整備や消防職団員の安全管理知識の向上、ハラスメント防止に関する教育の充実を図るとともに、幹部科等を中心に今後とも持続可能な消防組織に資する人材育成、新技術の利活用、消防の広域化等に係る教育を推進することとしていること。

また、教育訓練を通じ、全国の消防本部などから派遣された職員が活発に交

流し、全国的な人的ネットワークの形成に資することも勘案し、引き続き消防大学校への入校について積極的に検討いただきたいこと。

(12) 現場活動等における安全管理の徹底

近年、現場活動時等において死亡事故が続いて発生しており、令和7年8月の大阪市における殉職事案を踏まえ、「警防活動時等における消防職員の安全管理の再徹底について」（令和7年8月18日付け消防消第355号）を発出したところである。当該通知をはじめ、消防庁がこれまで発出している通知等を踏まえ、訓練時及び現場活動時における事故防止に万全が期されるよう、安全管理体制の充実強化に努めるとともに、組織を挙げた安全文化（安全を優先する文化）の醸成に努めていただきたいこと。

なお、令和7年8月に取りまとめた「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」を踏まえ、「警防活動時等における安全管理マニュアル」の一部改正について」（令和7年11月25日付け消防消第514号）を発出したところであり、各消防本部におかれでは、安全管理マニュアル等の策定や見直しに当たり、参考にしていただきたいこと。

4 救急体制の確保

都道府県及び市町村等におかれでは、以下の事項に留意し、救急体制の確保に積極的に取り組むようお願いします。

(1) マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化の全国展開の推進

消防庁では、救急隊員が傷病者の健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組（以下「マイナ救急」という。）の全国展開を推進しており、全国どの救急車でもマイナ救急を実施でき、国民がそのメリットを享受できる環境づくりを推進することとしている。令和7年度は、全国全ての720消防本部、5,334隊の救急隊において実証事業を実施している。また、マイナ保険証を搭載したスマートフォンにも対応するようシステム改修を行い、令和8年4月にリリースする予定である。令和8年度からは、各消防本部における本格運用となることから、引き続き全国でマイナ救急を円滑に実施できるよう、令和7年度実証事業で使用したタブレット端末等の無償貸付を継続して行うこととしているほか、以下の財政措置を講ずることとしており、積極的に活用いただきたいこと。

ア 補助金の創設

マイナ救急の実施に必要となるタブレット端末等の導入（新規購入等）に要する経費に対する補助金（社会保障・税番号制度システム整備費補助金）を創設することとしていること。

イ 特別交付税措置

アに係る地方負担に対して、新たに特別交付税措置を講ずることとされていること。

ウ 普通交付税措置

システム利用料、通信費、端末更新等のマイナ救急の運用に要する経費に対して、新たに普通交付税措置を講ずることとされていること。

なお、「救急業務実施基準」（昭和39年自消甲教発第6号）第14条第2項に基づく別表第二において、救急自動車に備えるよう努める資器材である情報通信端末の有する機能の例示として、マイナンバーカード等を活用した救急時医療情報の閲覧を加える改正を行ったところであり、令和8年4月1日に施行予定であること。

また、マイナ救急を実施するためには住民のマイナ保険証が必要となることから、マイナ救急の認知度向上が重要である。消防庁では、これまでに、動画やポスター、広報誌、政府広報によるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット、SNSなどの多様なメディアを活用した広報を実施してきたところであり、各地方公共団体や消防本部においても、引き続き積極的に広報を展開していただきたいこと。

(2) 増大する救急需要への対策

今後も救急需要が高まることが予想される中、救急需要対策や救急活動の質の向上を図り、傷病者が迅速に適切な医療を受けられる環境を整備していくことが重要であることから、以下の対策を積極的に推進していただきたいこと。

ア 救急安心センター事業（#7119）の全国展開

住民が救急車を呼ぶべきかどうか等の判断に悩む場合に専門家が電話相談に応じる「救急安心センター事業（#7119）」は、救急車の適時・適切な利用に資する効果をはじめ、救急医療機関の受診の適正化や、住民への安心・安全の提供など、多岐にわたる効果を有することから、全国展開を推進することとしていること。

#7119については、各都道府県が原則として実施主体となることから、都道府県におかれでは、「救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた取組等について」（令和7年6月18日付け消防救第205号）等を踏まえ、アドバイザー制度などを積極的に活用することにより、都道府県内全域での#7119の早期導入を図っていただきたいこと。

なお、#7119の運用に要する経費について、引き続き特別交付税措置が講じられていること。

イ　日勤救急隊の導入検討

「救急隊員の適正な労務管理の徹底について（通知）」（令和5年1月25日付け消防救第25号）、「日勤救急隊の導入検討について（通知）」（令和7年6月5日付け消防救第195号）を踏まえ、救急需要対策に加えて、女性救急隊員の活躍も含めた多様な働き方に資する日勤救急隊の導入について、積極的に検討していただきたいこと。

なお、消防本部又は消防署に整備する高規格救急自動車で、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき算定された数（人口十万以下の消防本部又は署所にあってはおおむね人口二万ごとに一台を基準とし、人口十万を超える消防本部又は署所にあっては五台に人口十万を超える人口についておおむね人口五万ごとに一台を加算した台数）を超えて整備される車両は、防災対策事業債の対象とされていること。したがって、日勤救急隊の導入に必要となる高規格救急自動車がこれに該当する場合は、その整備について、同事業債の活用が可能であること。

ウ　病院救急車や患者等搬送事業者の活用

「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（令和7年6月30日付け消防救第217号消防庁次長、医政発0630第6号厚生労働省医政局長通知）を踏まえ、緊急性の乏しい転院搬送については、地域メディカルコントロール協議会等の枠組みを活用し、地域の実情に応じて、病院救急車や患者等搬送事業者の活用を積極的に検討いただきたいこと。その際、消防機関で運用を終えた救急車を病院救急車として医療機関に引渡すことや、地域の患者等搬送事業者に関する情報を関係者間で共有すること等についても検討いただきたいこと。

エ　救急業務のDX推進

消防庁では、現場到着所要時間を短縮するため、AIを活用した救急隊運用最適化に関する研究開発を進めている。令和7年度は、4消防本部で実証研究を行っており、現場到着所要時間の平均の短縮等の効果が見込まれている。令和8年3月に、これらの実証研究成果や公開した救急隊運用最適化の仕様に係るオンライン説明会を実施する予定であるので、積極的に参加いただくとともに、導入を検討いただきたいこと。

また、「救急業務のDX推進に係る消防本部担当者向け技術カタログの公表について」（令和7年3月31日付消防救第75号）を踏まえ、救急業務のDX推進を検討していただきたいこと。

オ　救急隊員の職務環境の整備に向けた取組の推進

高齢化の進展、気候変動、感染症の流行等により、救急需要の増大及び多

様化が懸念されるため、救急業務の質の維持等の観点から、救急隊員の職務環境の一層の整備が重要となっている。このことから、「救急隊員の職務環境の整備に向けた取組の推進について（通知）」（令和6年3月21日付け消防救第89号）において、消防本部の効果的な取組事例（電動ストレッチャーの導入や、救急資器材の軽量化など）を取りまとめており、当該事例を参考として、救急隊員の職務環境の整備に向けた取組を引き続き推進していただきたいこと。

なお、緊急消防援助隊登録車両の電動ストレッチャーの導入について、緊急消防援助隊設備整備費補助金の対象としていること。

（3）熱中症予防対策の強化

令和7年は、気象庁による統計開始以降、多くの地方で最も早い梅雨明けとなつたほか、夏の日本の平均気温が最も高くなつた。また、熱中症警戒アラートの発表回数が過去最多となるなど、非常に厳しい暑さが長期間にわたつて続いたことから、5月から9月までにおける全国の熱中症による救急搬送人員は10万510人となり、集計を開始した平成20年以降、最多となつた。これを踏まえ、消防庁では、熱中症対策について、熱中症患者が増加し、特に救急需要の高まりが見られる夏季を待たずして早期に実施するよう、関係省庁と連携して検討を進めていること。

都道府県及び市町村等におかれては、「令和7年度における熱中症対策について」（令和7年4月1日付け消防救第82号）及び「熱中症予防対策の強化について」（令和7年6月18日付け消防救第210号）を踏まえ、政府の今後の動向にも留意し、早期に住民、特に高齢者等の熱中症弱者に対する積極的な予防啓発（暑熱順化への取組やエアコンの動作確認・試運転等）を行つていただきたいこと。あわせて、熱中症傷病者が多数発生した際に予測される救急需要のひつ迫にも対応できるよう、予備車等を活用した出動体制の確保や住民への救急車の適時・適切な利用の呼びかけ、熱中症特別警戒アラート発表時の注意喚起を行うなど、都道府県と市町村が連携して熱中症対策を積極的に推進していただきたいこと。

（4）感染症発生時における保健所等との連携

今般の新型コロナウイルス感染症への対応では、都道府県及び保健所設置市区の保健衛生部局において移送が実施され、地域の実情に応じ、消防機関において移送協力が実施されたが、移送協力の調整が難航した事例等も見受けられたところであること。

このことから、「感染症法に規定する移送に関する保健所等と消防機関との連携について」（令和6年9月20日付け事務連絡）において、医療提供体制や感染症の特性等を踏まえた、保健所等と消防機関との連携時における役割分担の基

本的な考え方や効果的な参考事例を示しているので、引き続き保健所等と消防機関の円滑な連携体制の構築を推進するとともに、国内で新たな感染症の患者が発生し、移送の体制確保に関して保健所等が消防機関と必要な調整をする際の参考とし、各都道府県連携協議会等において、関係機関間で必要な協議を行っていただきたいこと。

5 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

消防庁では、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）の趣旨を踏まえ、国・地方公共団体の連携・協力を通じて様々な施策に取り組んできました。大規模災害になればなるほど、地域防災力の中核を担う消防団及び自主防災組織等の力が重要とされる中、依然として消防団員数は減少が続いており、消防団員の確保や消防団の災害対応能力の強化、自主防災組織等の活性化等により、地域防災力の充実強化に一層取り組んでいくことが重要です。

こうした中、消防庁においては、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について」（令和8年1月27日付け消防地第36号）により、地域防災力の充実強化に向けて重点的かつ積極的に取り組んでいただきたい事項をお示ししたところです。

都道府県及び市町村等におかれでは、これらを踏まえるとともに、以下の事項に留意し、地域防災力の充実強化に向けた積極的な取組を行っていただくようお願いします。

（1）大船渡市林野火災等を踏まえた地域防災力の強化

大船渡市林野火災等を踏まえた消防団の体制強化に向けては、消防隊等と連携できる情報伝達体制の構築や、火災対応に必要な資機材の整備の推進、大規模火災に的確に対処できる体制の強化を更に推進していただきたいこと。

ア 消防隊等と連携できる情報伝達体制の構築

消防隊との連携や分団間の連携を確実に行うため、災害対応に必要な人員に応じてトランシーバー等の通信機器の配備を進めていただきたいこと。また、山間部など電波が届かない不感地帯にも対応した訓練を実施するほか、当該地域でも連絡手段を確保する観点から、衛星通信機器も活用した情報伝達手段の充実を図っていただきたいこと。なお、上記の取組に当たっては、「消防団の力向上モデル事業」や「消防団設備整備費補助金」を積極的に御活用いただきたいこと。

イ 火災対応に必要な資機材の整備の推進

林野火災の対応に必要な資機材が不足するなど、装備の更なる充実が再認

識されたことを踏まえ、水利確保が必要な山中等において残火処理に有効な背負い式消火水のう、消火水のう用給水器などの資機材の整備など、消防団の災害対応能力の強化につながる装備の一層の充実を図っていただきたいこと。なお、消防団設備整備費補助金における補助対象資機材に、背負い式消火水のう、背負い式消火水のう用給水器のほか、自然水利の確保に有効な低水位ストレーナ及びフローティングストレーナについても追加したところであり、同補助金の活用により消防団の災害対応能力の強化を進めていただきたいこと。

ウ 大規模火災に的確に対処できる体制の強化

大規模火災発生時において円滑かつ適切な活動が行えるよう、消火・救助技術、迅速な情報収集の方策など、消防団員の知識・スキルの向上や、平時から地元消防本部と連携した体制づくりが必要であることから、地元消防本部等と連携し、必要な車両・資機材を活用した実践的な火災想定訓練等を定期的に実施していただきたいこと。その際には、効果的な訓練となるよう、実際の活動における消防団員一人一人の役割を確認するとともに、車両や資機材の取扱いについても十分習熟できるような訓練内容の充実を図っていただきたいこと。あわせて、広範囲にわたった延焼状況等を確認できるドローンの活用を更に促進するとともに、消防団員のドローンの操縦技能の向上を図っていただきたいこと。

(2) 消防団の充実強化

ア 消防団員の待遇改善の推進

消防団員の報酬等については、令和3年4月に「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下「基準」という。）を策定し、「団員」階級について標準額を定め、待遇改善を推進してきた結果、令和7年4月1日現在、「団員」階級の年額報酬において基準を満たす市町村が93.1%となるなど、着実に改善が図られている。これを踏まえ、いまだ待遇改善に対応していない市町村においては、早急に条例改正等の必要な対応を行っていただきたいこと。

イ 消防団員の更なる確保

「消防団員の確保に向けたマニュアルについて」（令和7年1月21日付け消防地第23号）のとおり、各地域の優良事例を多数取り上げ、消防団の魅力発信をはじめ、新規団員の確保策や現役団員の負担軽減など、消防団の充実強化につながる手法を紹介したマニュアルを作成したところであり、同マニュアルを活用することにより、消防団員の更なる確保に積極的に取り組んでいただきたいこと。

加えて、消防団員の約7割が被用者であることを踏まえ、被用者の入団促

進に向けて、企業や業界団体（以下「企業等」という。）の消防団に対する理解や協力が不可欠である。このため、「消防団の更なる充実強化に向けた企業等との連携強化について（協力依頼）」（令和6年10月15日付け消防地第578号）も踏まえ、消防団協力事業所表示制度を導入していない市町村においては早急に導入いただくとともに、企業等のインセンティブとなるよう、消防団協力事業所に認定された企業等に対する入札参加資格等の優遇措置などの支援の充実や、企業等への主体的な働きかけ、企業等の従業員等の入団促進や消防団員として活動しやすい環境づくりなどに取り組んでいただきたいこと。

このほか、女性や若者の更なる入団促進を図る観点から、女性や若者の入団促進を図る取組については、「消防団の力向上モデル事業」において重点的に支援する予定としており、本事業の積極的な活用を検討いただきたいこと。

ウ 消防団拠点施設の耐震化

「消防団拠点施設の適切な維持管理・更新について（通知）」（令和8年1月23日付け消防地第35号）において通知しているとおり、大規模災害等に備え、耐震診断・調査や耐震化が未実施の消防団拠点施設については、早急に耐震診断・調査を実施し、耐震化等を積極的に講じていただきたいこと。

なお、消防団拠点施設の耐震化については、当該施設の耐震診断に要する経費について特別交付税措置が講じられているほか、耐震工事については、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

（3）自主防災組織等の充実強化

地域防災力の充実強化のためには、自主防災組織や少年消防クラブ、女性防火クラブの活性化が不可欠であるところ、当初予算案において、引き続き「自主防災組織等活性化推進事業」を実施することとしている。自主防災組織等の立ち上げ支援、防災教育・啓発事業、災害対応訓練・計画策定など、自主防災組織等をより活性化させるための取組が幅広く対象となるので、都道府県及び市町村におかれては、本事業を積極的に活用いただきたいこと。

また、「自主防災組織等のリーダー育成支援事業」を活用し、リーダー育成の取組を進めることなどにより、自主防災組織等のレベルアップを図っていただきたいこと。

さらに、自助・共助の担い手となる地域住民の防災意識の向上が重要であることから、「防災意識向上プロジェクト」を積極的に活用いただき、防災教育・啓発に取り組んでいただきたいこと。

6 消防防災分野における女性の活躍推進

消防防災の分野においても女性が増加し、活躍することによる、住民サービスの向上や消防機関の強化が期待されており、意欲のある女性がその能力を発揮して役割を十分に果たすことができるよう、都道府県及び市町村等におかれでは、以下の事項に留意し、消防防災分野における女性の活躍推進に積極的に取り組むようお願いします。

(1) 消防本部における女性消防吏員の更なる活躍推進

消防本部における女性消防吏員は、令和7年4月1日現在で6,386人、消防吏員に占める割合は3.8%となっている。また、令和6年度中の採用者に占める女性の割合は7.0%となっている。消防本部全体の目安となる目標（女性消防吏員の比率を将来的に10%程度まで引き上げることを目指し、まずは5年後（令和13年度）までに採用者に占める女性の比率を10%以上とする。）の達成に向け、女性消防吏員を確保するためには、女性消防吏員の採用や活躍を一層推進していくことが重要であること。

このため、前述の「3 常備消防力の充実強化」の「(7) 消防本部における女性消防吏員の活躍推進」における各種取組をはじめ、女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた取組を積極的に実施していただきたいこと。

(2) 消防団における女性消防団員の更なる活躍推進

女性消防団員については、消防団員数全体が減少する中、令和7年4月1日現在で29,478人と年々増加しており、平時・有事ともに多岐に亘る対応が求められる消防団員の更なる確保を進めるためには、女性の入団促進を更に図ることがとりわけ重要となる。このため、女性消防団員比率の全国の目標水準（10%を目標としつつ、令和8年度末までに当面5%）の達成に向け、「消防団の力向上モデル事業」などを活用し、消防団員に占める女性の割合が、現時点で5%に満たない消防団においては早急に5%以上となるよう、また5%を超えている団体においては10%以上となるよう入団促進及び活躍の推進並びに環境整備に積極的に取り組んでいただきたいこと。

また、女性の入団促進に向けては、女性が幅広く活躍できる環境を整えていくことが重要である。このため、女性団員の幹部登用や休団制度の導入等の消防団運営に関する制度整備をはじめ、女性団員の確保に向けた積極的なPRの実施などに取り組んでいただきたいこと。

なお、消防団拠点施設における女性用トイレや更衣室等の整備について、引き続き緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

(3) 地方防災会議における女性委員の積極的な登用

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において、令和7年までに、地方防災会議における女性委員の割合を30%以上とすること、及

び令和7年までに、女性が登用されていない市町村防災会議をゼロにすること等が成果目標として定められていること。

これらの目標水準を踏まえ、引き続き「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第15条第5項第8号に定める「学識経験のある者」等において、積極的に女性委員の登用に取り組んでいただきたいこと。

（4）消防大学校における女性消防吏員の積極的な受入れ

消防大学校では、全学科に女性消防吏員枠（定員の5%）を設定することや、寮のインフラ整備を行うことにより、女性消防吏員を受け入れる体制を整備している。また、平成28年度から、実務講習「女性活躍推進コース」を開催し、女性幹部候補生のキャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力の修得を目的とした講習を実施していること。

このため、各消防本部等におかれても、女性消防吏員の入校について、積極的に検討いただきたいこと。

7 火災予防対策の推進

都道府県及び市町村等におかれでは、以下の事項に留意し、火災予防対策の推進に積極的に取り組むようお願いします。

（1）大船渡市林野火災を踏まえた林野火災対策の推進

林野火災については、例年1,300件程度発生する状況が続いている。林野火災の出火原因は、たき火、火入れ、放火（放火の疑いを含む。）等人的要因によるものが圧倒的に多く、また、林野火災の消火には多くの困難を伴うことから、林野火災対策は、特に出火防止の徹底が重要である。

「林野火災の予防及び消火活動について（通知）の改正について」（令和7年8月29日付け消防災第130号、消防広第299号、消防予第376号、消防特第157号）を参考の上、林野火災に対するより一層の体制の充実に取り組んでいただきたいこと。

また、今般創設した林野火災注意報や林野火災警報について火災予防条例に基づく的確な発令・周知を行うとともに、たき火の届出及び火入れの許可情報の把握を通じた防火指導により、林野火災予防の実効性を高めていただきたいこと。

特に、林野火災警報が発せられたときは、火入れ・たき火の禁止等、火災予防条例に定める火の使用制限の徹底を図るとともに、監視及び広報パトロールの実施などを通じて出火防止に努めていただきたいこと。

さらに、「林野火災警報及び林野火災注意報の発令状況の把握について（依頼）」（令和8年1月15日付け事務連絡）において依頼している林野火災警報等の発令・解除状況について、適切に回答いただきたいこと。

「林野火災に対する警戒の強化について」（令和7年12月22日付け消防特第258号）を踏まえ、入山者及び地域住民等に対し、その対象者に応じて、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等を通じ、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て、火遊びの禁止の広報等に、積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、広報・啓発については、消防機関だけでなく、防災担当部局、林務担当部局、廃棄物処理担当部局等、幅広い部局が参画した取組となるよう、連携の強化を図っていただきたいこと。

（2）住宅防火対策による安心・安全の確保

住宅火災の件数は平成17年以降減少を続け、令和2年に初めて1万件／年を下回ったものの、近年はおおむね横ばいとなっている。また、住宅火災の死者数は、令和5年に平成26年以来9年ぶりに1,000人を超え、令和6年も同水準を推移している。住宅防火の推進に当たっては、以下の項目を中心とする火災予防対策が重要であるので、積極的に推進していただきたいこと。

ア 住宅用火災警報器の設置・維持管理の徹底

住宅用火災警報器の設置が義務化されてから10年以上経過し、交換期限を迎える住宅が増加していることを踏まえ、住宅用火災警報器の設置及び交換・維持管理に係る広報活動や戸別訪問の実施などの取組を積極的に進めていただきたいこと。

なお、こうした周知・広報活動に要する経費について、引き続き普通交付税措置が講じられていること。

イ 電気火災の注意喚起の徹底

住宅火災件数を出火源別に見たとき、電気に起因する火災は増加傾向にあり、令和6年中では最も多くなっている。特に、近年、リチウムイオン電池等の充電式電池に起因する火災が増加傾向にあり、消防庁では、リチウムイオン電池等による火災の防止等を図るため、関係省庁と連携し、「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」を取りまとめ、「令和8年春季全国火災予防運動の実施について」（令和8年1月30日付け消防予第525号）により、消防本部に対し周知しているところである。それぞれの地域の関係機関と適宜連携し、消防庁が作成した火災予防啓発映像（ゆるサイと 火災・防災 再かくにん！）も活用しつつ、住民に対し注意喚起広報を実施していただきたいこと。

ウ 住宅防火の推進に係る広報

こんろ火災や寝たばこによる火災など、具体的な火災危険性を周知して地

域住民の理解を深めるため、各種メディアや広く住民生活に浸透している広報誌等を積極的に活用するとともに、住宅向けの展示会や町内会・自治会等、地域の会合の機会を捉え、広報を推進していただきたいこと。また、周知広報活動等の実施に当たっては、「住宅防火　いのちを守る　10のポイント」等を活用いただきたいこと。

エ 感震ブレーカーの普及推進

近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を積極的に進めていただきたいこと。なお、感震ブレーカーの普及啓発に要する経費について、特別交付税措置が講じられていること。

また、補正予算により、著しく危険な密集市街地の未解消地区（全国：1,662ha（令和5年度時点））を有する自治体（都府県又は市区）に対し、自治体が当該市街地の住民に対し感震ブレーカーの購入・取付支援を行う際に要する費用の一部を支援することとしていること。

8 地方公共団体等の災害対応能力の強化

都道府県及び市町村等におかれでは、以下の事項に留意し、災害対応能力の強化に取り組むようお願いします。

(1) 住民の迅速かつ円滑な避難

ア 避難情報の適切な運用

各市町村においては、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月内閣府）も参照の上、引き続き発令基準の見直し及び適切な運用等に取り組んでいただきたいこと。

イ 避難行動要支援者の避難対策

令和3年5月の「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）の改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたところであること。

市町村においては、引き続き「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月内閣府）に基づき、地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から、同計画を着実に作成するよう積極的に取り組まれるとともに、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や同名簿の更新サイクルの見直し、避難支援等関係者に対する名簿情報の事前提供等、発災時の円滑かつ迅速な避難支援のための取組を進めていただきたいこと。

なお、避難行動要支援者名簿の作成・活用及び個別避難計画の作成に要す

る経費について、引き続き普通交付税措置が講じられていること。

ウ 防災訓練の積極的な実施

「令和7年度総合防災訓練大綱について」（令和7年7月2日付け消防災第106号）で通知したとおり、避難指示等の発令・伝達等の訓練を含めた、地域の実情に応じた訓練を、国、地方公共団体、事業者、関係団体等との連携により積極的に実施していただきたいこと。

（2）業務継続性の確保

ア 業務継続計画等の策定

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和5年5月内閣府）に基づき、電気、水、食料等の確保など特に重要な6要素も含む業務継続計画を策定するとともに、職員に対する研修、訓練等の実施により同計画の実効性の確保に向け不断の見直しを積極的に行っていただきたいこと。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、「市町村のための人的応援の受入れに関する支援計画作成の手引き」（令和7年4月内閣府）に基づく検討を進め、受援体制の整備に努めていただきたいこと。

イ 公共施設等の耐震化等の推進

平成30年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風（台風第15号）や令和2年7月豪雨などにより、公共施設等の耐震化や浸水対策、非常用電源の整備等の重要性が改めて認識されてきたところであることから、大規模災害発生時であっても業務継続性を確保できるよう、各種取組を積極的に行っていただきたいこと。

なお、以下の事業について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

（ア）災害などに強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、公共施設等の耐震化に要する経費、耐震化を目的とする消防署所の全部改築に要する経費並びに非常用電源の整備、浸水・地震対策及び機能強化（非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）

（イ）公共施設等の浸水対策を推進するため、指定避難所や災害対策の拠点施設等における浸水対策（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）及び洪水浸水想定区域等からの消防署所（消防本部庁舎を除く。）の移転

（ウ）前述の「1 大船渡市林野火災等を踏まえた緊急消防援助隊の充実強化」の「（4）緊急消防援助隊等の応援職員の受け入れ施設等の整備」における

る応援職員の受入れ施設等の整備

- (エ) 社会福祉法人等が実施する豪雨災害対策（避難路、避難階段、避難エレベーター、電源設備等の嵩上げ、止水板・防水扉、非常用電源・給水設備の設置等）に対する地方公共団体の補助

ウ 災害応急対策の継続性を確保するための資機材の整備

令和6年能登半島地震において、地方公共団体の災害応急対策に従事する者たちが継続的に活動するための環境整備が課題であることが改めて認識されたところである。このため、被災地の状況に応じて多様な場面で活用できるトイレカー・宿泊機能を有する車両・可搬式の燃料給油機について、民間事業者との協定締結による方法を含め、整備・確保に努めていただきたいこと。

なお、災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備、応急対策職員派遣制度に基づき地方公共団体から派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備及び災害発生時の燃料確保・供給体制を構築するための可搬式の燃料給油機の整備について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

エ 公共施設におけるインフラ老朽化対策の推進

令和2年度までに策定することとされていた個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）について、未策定団体におかれては至急策定すること。

（3）緊急物資輸送

令和6年能登半島地震においても、交通の途絶等による孤立地域への物資輸送が困難になる状況が発生したことを踏まえ、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ドローン等の輸送手段の確保に努めていただきたいこと。

取組に当たっては、以下の事項に留意いただきたいこと。

ア 災害発生時に孤立地域などへ物資輸送等を行うために地方公共団体の防災部局が管理・運用するドローンの整備について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

イ ドローンを運用する地方公共団体の職員の育成及び地方公共団体の防災部局が管理・運用するドローンの整備については、「ドローンによる消防防災力の強化に向けた取り組みについて（通知）」（令和7年4月1日付け消防消第85号、消防災第48号）を参考に、取り組んでいただきたいこと。

ウ 災害時の緊急輸送については、これまでの災害において、交通状況等を勘案し、ヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段が機動的かつ効果的に活用されている。今後もこうした運用が適切に行われるよう、地域防災計画において明確な記載がなされることが重要であることから、地域防災計画にヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段の機動的かつ効果的な活用を積極的に位置付けていただきたいこと。

エ 各都道府県及び市町村における関係主体（事業者等）が災害時にドローンを迅速かつ的確に活用できるよう、地域防災計画に災害対策の手段として、ドローンを活用した現地調査や物資輸送等を位置付けていただきたいこと。

(4) 研修・訓練機会の提供

上記（1）や（2）に適切に取り組めるよう、以下のような研修を実施する。このうち「市町村長の災害対応力強化のための研修」については、極めて実践的・効果的な訓練であることから、特に積極的な参加を検討いただきたいこと。

ア 市町村長の災害対応力強化のための研修（災害時の重要な局面ごとに講師が市町村長に情報を提供し的確かつ迅速な判断・指示を求めるなど、1対1で意思決定のシミュレーションを実施）

イ 全国防災・危機管理トップセミナー（災害を経験した市町村長等を講師として実践的な教訓を共有）

ウ 防災・危機管理特別研修（対象：都道府県及び政令市の危機管理・防災責任者）

エ 自治体危機管理・防災責任者研修（対象：市町村の危機管理・防災責任者）

オ 災害マネジメント総括支援員等研修（対象：大規模災害時等の被災市町村派遣要員として推薦された職員）

(5) 避難所の生活環境改善等の促進

ア 指定避難所における避難者の生活環境改善（厨房設備、入浴設備、洗濯設備、災害対応車等）

災害時に必要となる防災機能設備については、令和7年7月の防災基本計画の一部修正で、厨房設備、入浴設備、洗濯設備等が明示化されたところで

ある。このことも踏まえ、地方公共団体においては、避難所における良好な生活環境が確保されるよう、引き続き必要な取組を積極的に進めていただきたいこと。

なお、指定避難所における避難者の生活環境改善に係る設備等の整備については、緊急防災・減災事業債の活用が可能であり、厨房設備、入浴設備、洗濯設備、災害対応車等の整備についても、新たに同事業債の対象とすることとされていること。

イ 指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋等や防災コンテナの整備

令和7年7月のカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波では、津波警報等の発表が長時間にわたり継続し、避難者が指定緊急避難場所等への避難中や避難後に熱中症となる等の事象が発生したところである。このことも踏まえ、地方公共団体においては、長時間の避難も想定し、防災東屋等や防災コンテナの施設整備による指定緊急避難場所の熱中症対策等、必要な取組を進めていただきたいこと。

なお、これらの整備について、新たに緊急防災・減災事業債の対象となることとされていること。

ウ 抱点避難地及び避難路の整備

緊急防災・減災事業債において対象とされている抱点避難地及び避難路については、対象施設の明確化を行うこととされており、令和7年度までに建設工事に着手した事業については、所要の経過措置を講ずることとされていること。

(6) 非常用物資の備蓄

防災基本計画における備蓄量や品目に関する記載の修正や、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震の被害想定が見直されたことも踏まえ、避難生活に必要な物資の確保に資するよう、改めて各都道府県及び市町村における最大想定避難者数に基づいた必要量を確認するとともに、備蓄量が十分でない場合には不足する量を備蓄することや、備蓄スペースが足りない場合には拡充するなど、必要な取組を積極的に進めていただきたいこと。

その際、令和7年4月から内閣府において運用が開始されている「新物資システム（B-PLo）」を活用し、施設ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するよう努めていただきたいこと。

なお、防災基本計画に新たに記載された非常用物資の品目及び必要量の購入に要する経費については、普通交付税措置を拡充することとされていること。

(7) 防災関係機関との連携の促進

災害発生時には、地方公共団体その他の公共機関等の防災関係機関が一体となって、適切な対応を執ることが求められることから、平時から多様な主体との協定の締結など協力連携を強化していただきたいこと。

特に、郵便局は、あまねく全国に拠点が存在するなどの強みを有していることから、郵便局と連携した消防団への加入促進や、災害時における郵便局舎・車両等の活用など、消防・防災分野における郵便局と連携した取組の促進を図っていただきたいこと。

(8) 外国人に対する災害時の情報発信

在留外国人が必要とする防災情報に迅速かつ的確にアクセスできるよう、「緊急速報メール」の周知、「Safety tips」のダウンロード及び地方公共団体等が独自で提供する防災・気象情報等の情報発信ツールの周知を積極的に取り組んでいただきたいこと。その際、広報誌・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、多様な方法による周知を図っていただきたいこと。

各都道府県の消防・防災主管部局は、地方公共団体の多文化共生主管部局と連携し、各都道府県消防学校等において、災害時の外国人の避難支援等の基本的な考え方や、多言語翻訳サービスをはじめとする災害時の外国人の避難支援等に活用可能な各種ツールの使用上の留意点等について理解を深めるための教育の実施に積極的に取り組んでいただきたいこと。

(9) 要救助者の携帯電話位置情報の積極的活用

「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」（令和4年情報保護委員会・総務省告示第4号）に規定する要請者に地方公共団体の災害対策本部が含まれること等が整理されたことを踏まえ、地方公共団体においては、「災害時に携帯電話を所持している要救助者の位置情報が把握できない場合の対応について（通知）」（令和6年6月28日付け消防情第173号）のとおり、災害時における携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請を積極的に活用いただきたいこと。

(10) 地震・津波災害対策

ア 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）により各都道府県が定める第6次地震防災緊急事業五箇年計画（対象期間：令和3～7年度）に基づき、地震防災施設の整備を着実に推進いただきたいこと。

イ 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の推進

令和7年3月の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書」において、近年の社会変化や自然災害等の特徴を踏まえた被害想定の見直しや新たな防災対策の取りまとめが行われた。このことを踏まえ、令和7年7月の第45回中央防災会議において南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のため、「南海トラフ推進基本計画」の修正が行われ、地震・津波から命と社会を守るための「命を守る」対策と直接的被害から助かった命や生活を維持するための「命をつなぐ」対策を新たに定め、重点的に推進することとされた。今後の防災対応の見直し・検討に当たっては、同計画に記載されたこれらの対策を参考にするとともに、地域防災計画において定めるものとされている「南海トラフ地震防災対策推進計画」について、「南海トラフ地震防災対策推進計画作成例等の送付について（通知）」（令和7年7月31日付け府防政第1130号、消防災第119号）を参考に、可能な限り早期（例えば令和7年度中）に見直しを行っていただきたいこと。

なお、地域防災計画の見直しに要する経費について、特別交付税措置が講じられていること。

ウ 首都直下地震に備えた防災対応の推進

首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定（平成27年3月）から10年が経過することを踏まえ、「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」等において、最新の科学的知見や東京圏を取り巻く状況の変化やこれまでの防災対策の進捗状況を踏まえた被害想定の見直しや新たな防災対策の検討がなされ、令和7年12月に報告書が取りまとめられた。このことを踏まえ、今後「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更が行われる予定であり、防災対応の見直し・検討に当たっては、同計画の検討状況を参考にしていただきたいこと。

(11) 火山災害対策

各火山地域における実情を踏まえ、常時観測火山における活動火山対策避難施設の整備に積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、活動火山対策避難施設の整備（退避壕・退避舎については、屋根の補強等、既存施設の機能強化にかかる改修事業も含む。）について、消防防災施設整備費補助金及び緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。加えて、同補助金については、民間の山小屋等を活用した避難施設の整備にかかる地方公共団体の補助に要する経費についても対象としていること。

9 国民保護施策の充実強化

都道府県及び市町村におかれでは、以下の事項に留意し、国民保護施策の充実強化に積極的に取り組むようお願いします。

(1) 国民保護のための避難行動の周知促進

我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している中で、弾道ミサイル飛来時などの国民保護事案時の避難行動についての国民への周知が重要であるところ、地方公共団体におかれては、住民への積極的な広報に取り組んでいただきたいこと。

特に、首長自ら警報音のデモンストレーションや住民避難訓練等に参加することにより周知の強化に取り組んでいただきたいこと。

なお、避難行動の周知促進に係る動画を令和7年度中に作成予定のため、当該取組において活用いただきたいこと。

(2) 国民保護訓練の充実強化

国民保護事案の対処能力の維持・向上のため、国と地方公共団体の共同訓練について、国民保護訓練パートナー制度を活用の上、積極的に取り組んでいただきたいこと。

各地方公共団体で行われている弾道ミサイルを想定した住民避難訓練について、「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練優良事例集」を活用の上、緊急一時避難施設の使用や要配慮者の避難など、実践的な取組を行っていただきたいこと。

(3) 避難実施要領のパターン作成の促進

避難実施要領のパターン（以下「パターン」という。）について、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定）において、市町村は、複数のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする旨とされている。全ての市町村で、少なくとも1つのパターンが作成済みとなった一方、複数のパターンを作成している市町村は令和7年4月1日時点で77.0%にとどまっているため、北朝鮮からの弾道ミサイル等が一層高い頻度で発射されるなど、我が国を取り巻く安全保障環境がより厳しさを増していることなどを踏まえ、作成済みパターンが1つのみの市町村におかれては、令和8年度中に複数のパターンが作成済みとなるよう積極的に取り組んでいただきたいこと。都道府県においては、当該市町村に対し、必要な支援を行っていただくとともに、進捗を確認いただきたいこと。

令和8年度においては、令和7年度に引き続き、パターンの複数化・高度化を支援するため、パターン作成の研修会やパターン作成に係るアドバイザーを希望する市町村へ派遣する事業を実施することとしているため、積極的に活用いただきたいこと。

(4) 避難施設の指定の促進

都道府県知事及び指定都市の長（以下「指定権者」という。）は、住民の避

難・救援を行うための施設として、避難施設を指定しなければならないこととされていること。

とりわけ、爆風等からの被害の軽減効果が高いと考えられる「緊急一時避難施設」について、令和3年度から7年度までを集中取組期間として、特に重点取組分野に属する施設について積極的な指定を依頼してきたところである。令和8年度においても、各指定権者において、更なる指定に取り組んでいただきたいこと。

避難施設の指定を促進するため、指定に当たっての知見を蓄積した地方公共団体の職員等を希望する地方公共団体へアドバイザーとして派遣する事業を令和8年度においても引き続き実施することとしているため、積極的に活用いただきたいこと。

なお、避難施設の確保に関する方針を、令和7年度末を目途に政府より示す予定であり、各指定権者において、方針を踏まえて適切に取り組んでいただきたいこと。

(5) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の整備・連携する情報伝達手段の多重化等

全国瞬時警報システム（Jアラート）については、より多くの住民へ必要な情報が瞬時に伝達できるよう、新型受信機について、令和8年度中可能な限り早期に整備していただきたいこと。また、防災行政無線をはじめとしたJアラートと連携する情報伝達手段の多重化について、災害情報伝達手段の多重化と並行して、積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、これらの整備について、緊急防災・減災事業債の活用が可能（新型受信機の整備については令和8年度まで）であること。

市町村におかれては、Jアラートによる住民への情報伝達に際し依然として支障事例が見受けられるため、機器の整備や動作ルールの設定の点検など日頃から支障の発生を未然に防ぐための対策を積極的に行っていただくとともに、定期的に実施する全国一斉情報伝達試験に必ず参加していただきたいこと。

10 災害時の通信・情報伝達体制などの充実強化

災害発生時においては、被害状況に関する災害現場とのやり取りや行政機関間での連絡調整等のための通信体制を確実に確保するとともに、住民に対して迅速かつ確実に防災情報を伝達することが重要であることから、都道府県及び市町村等におかれては、以下の事項に留意し、災害時の通信・情報伝達体制などの充実強化に積極的に取り組むようお願いします。

(1) 住民への災害情報伝達手段の多重化・強靭化

地方公共団体におかれては、防災行政無線をはじめとする災害情報伝達手段

の多重化・強靭化を積極的に進めていただきたいこと。その際は、障害者・外国人等に対しても、確実に情報を伝達できるようにすることに留意いただきたいこと。

また、防災行政無線や緊急速報メールを含む複数の災害情報伝達手段を適切に運用するために、必要に応じて複数の情報伝達手段に一斉に災害情報を配信する機能（一斉送信機能）の導入を検討いただきたいこと。

消防庁では、補正予算において、地方公共団体に対し通信技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーを派遣することにより、地域特性を踏まえた最適な伝達手段の整備・多重化を推進するための課題解決に資することとしており、積極的に活用いただきたいこと。

なお、防災行政無線のデジタル化・代替設備の整備・機能強化や戸別受信機等の貸与による配備、一度の入力により多重化した情報伝達手段から一斉送信できる仕組みの導入等について、引き続き地方財政措置が講じられていること。

（2）都道府県・市町村等を結ぶ通信手段の確保

防災基本計画において、有・無線系、地上系、衛星系などによる伝送路の多ルート化などの推進、特に、地域衛星通信ネットワークなどの耐災害性に優れている衛星系ネットワークの一体的な整備を図ることとされていることなどを踏まえ、大規模災害時に商用通信網が使えなくなった場合に備えて地方公共団体の庁舎などにおける非常用通信手段を確保いただきたいこと。

ア 地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的整備

地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的整備については、都道府県が管内全市町村にアンテナ等の衛星通信機器を設置し、管内全市町村とを結ぶ一体的な整備に積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システム整備について、緊急防災・減災事業債の活用が可能であること。

また、地域衛星通信ネットワークの第2世代システムは令和9年度をもって終了することから、令和9年度までに着実な第3世代システムの整備等に取り組んでいただきたいこと。

イ 庁舎・消防庁舎等における衛星通信システムの整備

災害時、通常使用している地上の公衆網や消防救急デジタル無線が切断された場合に備え、庁舎・消防庁舎や災害現場等で使用する衛星通信システム等を整備いただきたいこと。

なお、庁舎・消防庁舎における設置工事を伴う衛星通信システムの整備について、新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとされていること。ま

た、災害現場等で用いる可搬型の衛星通信システム並びに消防本部による公共安全モバイルシステム及びIP無線アプリの整備に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとされていること。

加えて、災害時に孤立するおそれのある地域において地上の通信網が途絶した場合等に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市町村との双方向の情報連絡体制を確保いただきたいこと。

（3）NET119の導入促進及び電話リレーサービスにおける新たな取組に係る対応

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が通報用Webサイトを介して円滑に消防への通報を行うことを可能とするNET119については、「NET119緊急通報システムの早期導入について（通知）」（平成29年3月28日付け消防情第100号）等を踏まえ、早期に導入を図っていただきたいこと。なお、NET119の運用に要する経費について、引き続き普通交付税措置が講じられていること。

また、聴覚や発話に障害のある方が一人で電話を掛ける機会が得られるよう、手話通訳オペレータ等を介して相手方との会話を可能とする電話リレーサービスについては、利用者が自身の声で相手方に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にする「文字表示電話サービス（ヨメテル）」が運用開始されたことから、「電話リレーサービスに係る文字表示電話サービスによる緊急通報の開始等について（通知）」（令和6年12月3日付け消防情第292号）等を踏まえ、適切に対応いただきたいこと。

11 消防用車両の調達

事業者側の人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善など働き方改革等の観点から、引き続き消防用車両の早期発注及び適切な納期の設定に努めていただきますようお願いします。

消防用車両の調達に関しては、消防庁、全国消防長会及び一般社団法人日本消防ポンプ協会を構成員とする連絡調整会議を設置し、現状や課題について情報を共有するとともに、都道府県及び市町村等にもこれらの情報を提供していることから、参考にしていただきますようお願いします。

12 中古消防車両等の海外寄贈への協力

更新対象となった消防車両等の海外寄贈は、開発途上国の災害対応能力の向上に寄与するだけでなく、人と人の交流を生み、国と国のつながりも高める、「顔の見える国際協力」として極めて効果の大きい事業であり、その拡大が期待されているため、市町村等におかれましては、従前から協力いただいているところですが、これまで以上に、海外寄贈に積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

13 消防防災分野における退職自衛官の活用

政府においては、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針（令和6年12月20日）」を取りまとめ、自衛官としての知識・技能・経験を活かした再就職先の拡充等に取り組むこととしたところです。

これを受け、消防庁及び防衛省においては、令和7年3月7日、「人材の確保及び活用に係る防衛省及び消防庁の相互連携に関する申合せ」を改定し、退職自衛官について、これまでの消防吏員や消防防災ヘリコプター操縦士等としての活用に加え、消防本部における自動車整備士・海技士等の職務における活用のほか、消防団員、地方公共団体の防災・危機管理部門等における活用に向けた取組を行うこととしました。

これらを踏まえ、消防庁では、「防衛省の自衛隊地方協力本部と連携した採用案内等の実施について」（令和7年3月14日付け消防消第68号）、「消防団における退職自衛官の活用促進について」（令和7年3月14日付け消防地第166号）、「地方公共団体の防災・危機管理部門における退職自衛官の活用について（依頼）」（令和7年3月7日付け府政防第40号・消防災第28号・防人育第4321号）を発出し、退職自衛官の活用をお願いしているところです。

都道府県及び市町村等におかれては、人材の確保に向けて、退職自衛官の一層の活用を検討いただきますようお願いします。

14 緊急防災・減災事業債の活用

緊急防災・減災事業債（充当率100%、後年度の元利償還金に対する普通交付税の基準財政需要額への算入率70%、原則として地方単独事業が対象）については、近年、災害が激甚化・頻発化していることから、地方公共団体が防災・減災対策を一層推進できるよう、対象事業を拡充した上で、令和12年度まで5年間延長することとされ、令和8年度地方財政計画においても5,000億円（前年度同額）を計上することとされています。

都道府県及び市町村等におかれては、当該事業債の積極的な活用により、消防防災体制の充実強化に一層努めていただきますようお願いします。

**令和 7 年度消防庁補正予算、令和 8 年度消防庁予算案
及び令和 8 年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し
等を踏まえた留意事項について【別添資料】**

**令 和 8 年 1 月 3 0 日
総務省消防庁**

目 次

1. 大船渡市林野火災等を踏まえた緊急消防援助隊の充実強化	p. 2
2. 消防防災分野におけるDX・新技術の活用の推進	p. 12
3. 常備消防力の充実強化	p. 17
4. 救急体制の確保	p. 26
5. 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化	p. 29
7. 火災予防対策の推進	p. 37
8. 地方公共団体等の災害対応能力の強化	p. 42
9. 国民保護施策の充実強化	p. 51
10. 災害時の通信・情報伝達体制などの充実強化	p. 59
12. 中古消防車両等の海外寄贈への協力	p. 65
13. 消防防災分野における退職自衛官の活用	p. 67
14. 緊急防災・減災事業債の活用	p. 69
問い合わせ先	p. 71

- 新規の事業については、右上に「新規」と記載しています。
- 拡充部分がある事業については、右上に「拡充」と記載しています。
- 拡充部分がない事業については、右上に「継続」と記載しています。

1. 大船渡市林野火災等を踏まえた
緊急消防援助隊の充実強化

消防庁ヘリコプターの配備

【新規】

背景・課題

- 消防防災ヘリコプターは、全国の55運航団体により合計77機が整備されており、そのうち5機は、緊急消防援助隊の迅速かつ効果的な活動調整のための情報収集、人員派遣等の役割を担う消防庁ヘリコプターである。
- 南海トラフ地震等大規模災害の発生が危惧される中、迅速に被害の全体像を把握し、被災地の早期支援が可能な体制の整備が必要である。

施策の概要

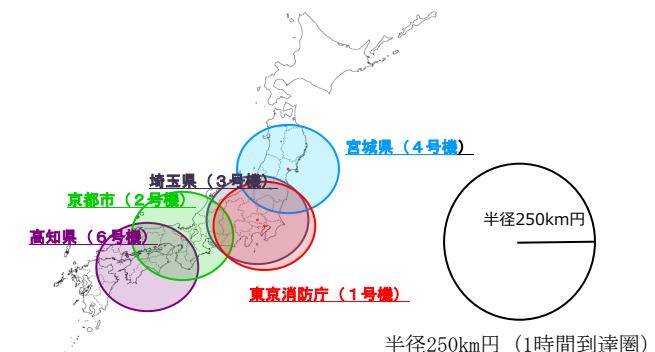
【国費】R7補正予算額 45.0億円】

- 大規模災害発生時は、消防庁長官が全国の都道府県知事又は市町村長に対して緊急消防援助隊の出動指示を行うこととされており、作戦の速やかな決定・的確な出動指示のためには、災害実態を迅速に把握することが重要。このため、全国に消防庁ヘリコプターを平成25年度までに5機配備。

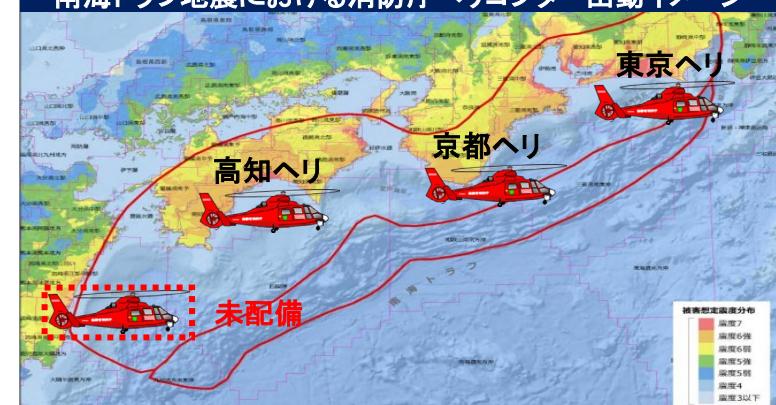
※ 高知県については、令和元年東日本台風により5号機が被災し、6号機として再配備

- 南海トラフ地震は全国から最大勢力の消防力を投入する災害であるが、被害想定エリアのうち九州地域のみ消防庁ヘリの空白地域となっている。迅速な情報収集や緊急消防援助隊の出動等を国が責任を持って行うためにも、九州地方(熊本県)へ消防庁ヘリコプターを配備する。

【消防庁ヘリコプター配備状況】



南海トラフ地震における消防庁ヘリコプター出動イメージ



大船渡市林野火災等を踏まえた緊急消防援助隊の充実強化

【新規】

背景

- 大船渡市林野火災では、山間部における消防水利の不足や悪路、狭隘などの車両進入の困難性が顕在化した。
- 限られた水利条件下でも持続的な消火活動を行うため、消防水利の確保など林野火災に特化した車両・資機材の充実強化が必要である。

施策の概要

【国費】【R7補正予算額 19.5億円】

○ 大船渡市林野火災を踏まえた車両・資機材の整備

- ・水利が限られた山間部での水利を確保するため、
海や河川等から長距離・大容量の送水が可能なスーパーポンパーや、
大容量の水槽を備え、走行中の放水が可能な大型水槽付き放水車を新たに配備
- ・山林内でも走破性が高く、夜間監視・熱源探査可能な有線ドローン等の林野火災対応資機材を積載した林野火災対応ユニット車を新たに配備
- ・100mの吸引ホースを有し、砂、泥、がれきを吸引することができる高度土砂吸引車を配備



【海水利用型消防水利システム
(スーパーポンパー)】



【大型水槽付き放水車】



【林野火災対応ユニット車】



【夜間監視・熱源探査ドローン】



【高度土砂吸引車】

今後の取組・留意事項

○ 以下の数量を緊急消防援助隊に配備予定

- ・海水利用型消防水利システム 2台
- ・大型水槽付き放水車 6台
- ・林野火災対応ユニット車 19台

・高度土砂吸引車 2台

※今後の契約事務等の状況により、数量は前後する可能性がある。

令和6年能登半島地震等を踏まえた緊急消防援助隊の体制強化

【継続】

背景

- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、被災地への迅速な部隊の進出や津波浸水想定区域での大規模火災現場への対応力の強化、活動環境の整備に向けて、令和6年度補正予算に引き続き、必要な車両・資機材の配備を行う。
- また、激甚化・頻発化する土砂・風水害や切迫化する南海トラフ地震などの大規模災害等に備えるため、老朽化した車両・資機材について更新を行い、大規模災害時等の広域的な消防防災体制の充実強化を図る。

施策の概要

【国費】【R7補正予算額 19.1億円】

○ 能登半島地震を踏まえた車両・資機材の配備

- ・ 小型化、軽量化した車両・資機材の配備
- ・ 後方支援車両・資機材を配備



【機動前進指揮車】



【救助先行車】



【高機能エアーテント】

○ 無人走行放水ロボット等の配備

- ・ 活動隊員の安全を確保した消防活動を行うため、無人走行放水ロボット等を配備



【拠点機能形成車】



【無人走行放水ロボット】

今後の取組・留意事項

○ 以下の数量を緊急消防援助隊に配備予定

・機動前進指揮車	18台
・救助先行車(携行型救助資機材を含む)	1式
・拠点機能形成車	2台
・高機能エアーテント	56式
・無人走行放水ロボット及び搬送車	1式

・海水利用型消防水利システム(更新) 1台

・特別高度工作車(更新) 1台

・重機及び重機搬送車(更新) 1台

・映像伝送装置(更新) 31式

※今後の契約事務等の状況により、数量は前後する可能性がある。

消防防災ヘリコプターの管理運用

【拡充】

背景・課題

- 令和6年能登半島地震や大船渡市林野火災等の大規模災害では、全国各地からヘリコプターの応援を受け、災害対応を実施。
- 地方公共団体が火災、救助、救急等への対応のために配備している消防防災ヘリコプターは、近年、他自治体への応援に使用される場面も多い。
- 一部の地方公共団体では、大規模災害時に情報収集や映像送信の任務を担う消防庁ヘリコプターを、無償貸与を受けて運用。



令和6年能登半島地震(石川県)
消防庁ヘリコプターによる救助活動



令和元年東日本台風(福島県)
消防庁ヘリコプターによる情報収集

今後の取組

- 消防防災ヘリコプターを保有する地方公共団体において、引き続き安定的に運航体制が確保されることが必要。
- 消防庁ヘリコプターについては、通常の航空消防活動に加え、緊急消防援助隊の迅速な活動調整のための情報収集、派遣人員輸送等の県域を越えた役割を担っており、より国と緊密に連携しながら災害対応を実施することが必要。

財政措置

- 都道府県に配備されている消防防災ヘリコプターの管理運用に要する経費について、2機目分も普通交付税措置。
- 消防庁ヘリコプターについては、普通交付税の基準財政需要額の算入額と実際に要した管理運用経費との差額について、特別交付税措置(措置率0.5)。

緊急消防援助隊及び県内応援に関する経費負担について

【一部新規】

出動根拠		経費種別	負担者	財政措置	割合
緊急消防援助隊 (指示)	消防組織法 第44条第5項	活動経費	国	緊急消防援助隊活動費負担金(国費)	10/10
		関連経費	応援側	特別交付税	8/10
緊急消防援助隊 (求め)	消防組織法 第44条第1項、第2項、第4項	活動経費※ <small>(被災地が政令市以外)</small>	受援側	(一財)全国市町村振興協会 消防広域応援交付金	2/10
		活動経費 <small>(被災地が政令市)</small>		特別交付税	8/10
		関連経費	受援側	特別交付税	8/10
			応援側	特別交付税	8/10
緊急消防援助隊 (出動なし)	消防組織法第44条第1項、 第2項、第4項、第5項の ための準備	関連経費 <small>(人件費に限る)</small>	応援側	特別交付税	8/10
県内応援隊	消防組織法 第39条(県内応援協定)	活動経費	応援側	特別交付税	8/10

※令和6年以前は、(一財)全国市町村振興協会の消防広域応援交付金により、全額措置。

活動経費

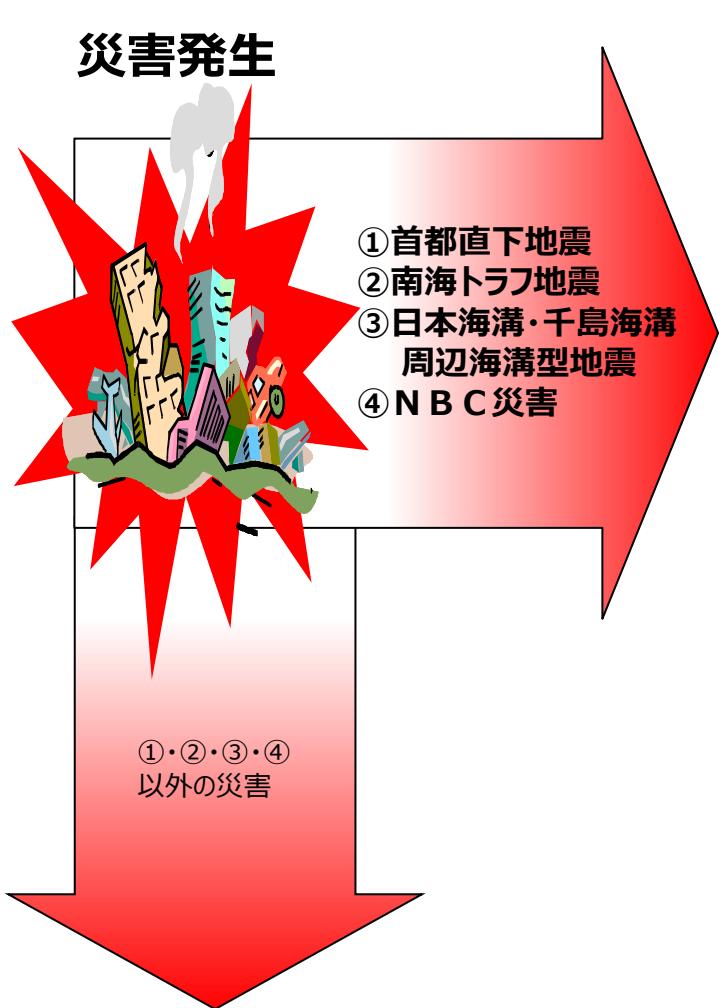
- ・隊員の手当
- ・燃料費
- ・隊員の旅費
- ・消耗品費
- ・修繕費
- ・賃貸料
- ・代替施設の購入費

関連経費

- ・管轄区域内の消防力を維持するための経費
- ・派遣された緊急消防援助隊と連絡調整等を行う経費
- ・緊急消防援助隊の準備及び帰任後の資機材の点検整備等に係る経費

緊急消防援助隊のアクションプラン及び出動計画

【拡充】



基本的な出動計画

【指揮支援部隊】

- 被災想定都道府県に対し、統括指揮支援隊1隊・指揮支援隊5隊を指定
- 災害発生地、災害規模等考慮し、必要な指揮支援隊に出動要請等を行う

【第1次出動都道府県大隊】

- 被災想定都道府県に対し、近隣の4都道府県を指定
- 災害発生地及び災害規模等を考慮し、必要な都道府県に対し出動要請を行う

【出動準備都道府県大隊】

- 被災想定都道府県に対し、近隣の12都道府県を指定
- 第1次出動都道府県大隊で不足する場合、必要に応じ出動要請を行う

①首都直下地震

～適用基準～

- 東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合
- 上記1の条件を満たす地震が発生した場合の他、表1に示す首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合

②南海トラフ地震

- 発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。
 - 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合
 - 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合
(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表される可能性がある場合)
- 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合に適用する。

③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 ※令和7年3月に新たに作成

- 具体計画に基づき、次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。
 - 地震発生時の震央名の区域が想定震源断層区域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ1道6県(北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)のいずれにおいても、大津波警報が発表された場合
 - 地震発生時の震央地名の区域が、想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において、震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報が発表された場合
- 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合に適用する。

④N B C 災害

N B C 災害又はN B Cの発散が疑われる災害が発生し、多数の負傷者が見込まれ、N B C 災害の対処能力や迅速性の観点から消防庁長官がN B C 災害即応部隊の出動が必要と認めた場合

【第1次出動航空小隊】

- 被災想定都道府県に対し、10航空隊を指定
- 災害発生地及び運航可能機体等を考慮し、必要な航空隊に対し出動要請等を行う

【出動準備航空小隊】

- 被災想定都道府県に対し、12航空隊を指定
- 第1次出動航空部隊で不足する場合、必要に応じ出動要請等を行う

緊急消防援助隊合同訓練の実施

【継続】

背景・課題

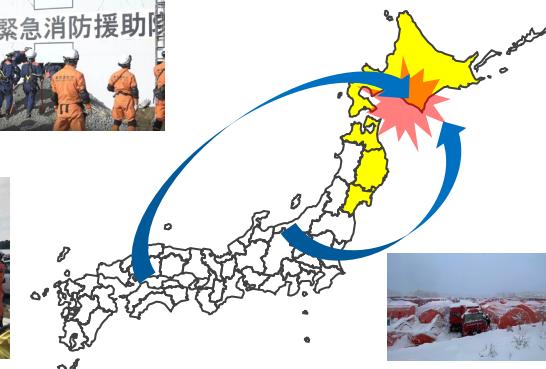
- 大規模・広域災害の頻発化や緊急消防援助隊の新たな部隊の創設等を踏まえ、災害現場における指揮・連携・受援体制等の実効性を総合的に検証し、技術及び連携能力の一層の向上を図る必要がある。

施策の概要

○ 第7回緊急消防援助隊全国合同訓練

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定災害とした、全国規模での緊急消防援助隊の実践的な応援・受援訓練を北海道及び宮城県を開催地として実施する。

本訓練では、当該地震に対する受援能力の強化と緊急消防援助隊の応援能力の強化などを図るほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震アクションプランの実効性の確保を目的として実施する。



○ 緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練

消防庁が定める訓練実施上の重点推進事項に基づき、ブロックごとで都道府県が計画する図上訓練及び実動訓練等を実施する。



県庁図上訓練



トンネル崩落訓練

今後の取組・留意事項

○ 第7回緊急消防援助隊全国合同訓練の今後の予定

- ・令和7年10月～令和8年3月 訓練設計・運営計画及び訓練用地調整
- ・令和7年10月～令和8年12月 訓練施設設営及び実施支援
(図上訓練:7月30日、実動訓練:11月14・15日【宮城県】／12月17・18日【北海道】)
※災害等の社会情勢等により延期する可能性もある。

緊急消防援助隊の受援能力の向上

背景・課題

- 被災自治体は、消火や救助等の初動対応に加えて、緊急消防援助隊を円滑に受け入れ、その指揮を執り効果的に運用することが求められるが、被災経験がない団体が多いため、応援要請の遅れや応援隊の受入れ等、受援に課題が生じる場合がある。**受援能力向上のため、受援計画の見直しや訓練の実施等、平時からの準備が重要。**
- 消防庁においては、これまで、受援計画の策定例の提示、受援図上訓練マニュアル・教養動画の作成、受援図上訓練実施状況調査を実施しており、令和7年度からは、受援アドバイザー事業の試行運用を開始したところであるが、更なる受援能力の向上のため、各都道府県、消防本部へのノウハウの提供等、個別の取組をサポートし、その実効性を高めていくことが必要。

施策の概要

【国費】【R8予算額 0.03億円】

- 「緊急消防援助隊受援アドバイザー事業」

各都道府県、消防本部における緊急消防援助隊の受援能力の向上のため、実際に受援を経験し、受援に関する専門的知見を有する**消防本部の職員等**をアドバイザーとして全国に派遣し、研修や訓練企画支援等、具体的な助言や情報提供を行う。



訓練企画支援



研修

受援アドバイザー事業イメージ

今後の取組・留意事項

- 各都道府県や消防本部は、迅速な応援要請をはじめとする受援能力の一層の向上を図っていただきたい。
- 直近の災害などを踏まえて受援計画を隨時見直し、年に1回程度は、担当者・担当事務を明確にした実践的な訓練を実施し、組織的なレベルアップを図っていただきたい。
- 各取組の実効性向上のため、受援アドバイザー事業の活用についても検討していただきたい。

背景・課題

- 多発する豪雨災害や発生が予測される大規模災害等に対応するべく、緊急消防援助隊の救助技術の高度化を一層推進する必要がある。

施策の概要

【国費】【R8予算額 0.1億円】

- 各都道府県の代表消防本部等に、流水下での救助技術やロープレスキュー技術等の高度かつ専門的な研修を実施。
- また、受講した本部の周辺の消防本部に対し、受講者が得られた知見を広く共有。

【総務省消防庁が実施する研修】

対象： 約10本部の緊急消防援助隊登録部隊

（各都道府県の代表消防本部等、地域的なバランスを考慮して選定）

内容： 流水下での救助技術、国際規格を満たしたロープレスキュー技術等（予定）

- ※ 選定された本部の部隊は、それぞれの技術の専門施設等での研修に参加するとともに、
研修終了後は、周辺の消防本部に対し、知見を共有。



今後の取組・留意事項

- 上記の施策を活用し、救助技術の高度化に係る取組を引き続き推進していただきたい。

2. 消防防災分野における DX・新技術の活用の推進

背景・課題

- 消防庁では、中長期的視点で消防技術戦略を検討するため、令和7年6月から「消防技術戦略会議」を開催し、今後その議論を基に研究開発の重点分野を設定するとともに、関係機関との連携強化や現場への導入促進に取り組むこととしている。

施策の概要

【国費】【R7予算額 2.0億円】 【R8予算額 1.9億円】

「消防技術戦略会議」における検討結果も踏まえ、以下の事業を実施。

- (1) 消防防災科学技術研究推進制度 【R7補正 1.0億円】 【R8当初 1.4億円】
消防機関が直面する課題の解決に向けて、民間企業や研究機関などから研究開発の提案を広く募り、優れた提案を行った者に研究を委託。
- (2) 消防分野における最新技術活用検証事業 【R7当初 0.5億円】
スタートアップ企業等から提案された新技術の消防の現場での活用について、テストフィールドでの検証を実施。
- (3) 新技術現場実装モデル事業 【R7補正 0.5億円】
既に現場実装が可能であるが導入が進んでいない消防活動の省力化等に資する新技術について、運用方法を検討し、導入を推進。
- (4) 消防機関と企業等の連携を促進するマッチング支援事業 【R8当初 0.5億円】
消防機関が抱える課題や現場ニーズを研究機関や企業に発信するとともに、企業等から最新技術に関する情報提供や展示を行う機会を創出。

【消防防災科学技術研究推進制度を活用した研究開発の例】



(大規模林野火災などを早期に抑制する消火薬剤を使った空中消火技術の研究)



(AI等を活用して濃煙中でもリアルタイムで視界を確保する技術)

【新技術現場実装モデル事業の例（想定）】



今後の取組・留意事項

- (1)は消防機関等の参画を必須としていることから、各消防本部においては、積極的に協力いただくとともに、地域の大学、研究機関、事業者等に当該制度の趣旨や内容について積極的に周知いただきたい。
- (2)は今後、消防本部における実地検証を行った上で検証結果を公表するので、最新技術の導入を検討する際の参考としていただきたい。
- (3)及び(4)については、各消防本部に積極的に参加いただきたい。
- 災害対応上有効と認められる新技術について、積極的に現場への導入を検討いただきたい。

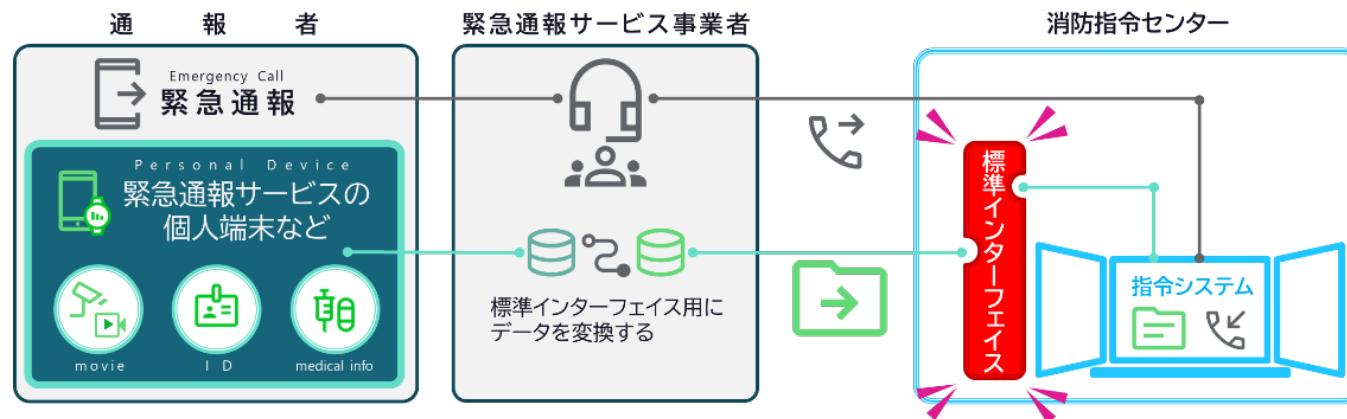
消防指令システムの標準化

背景・課題

- 消防指令システムは、現行のシステムにおいて、①様々な外部サービスとの接続が困難、②システム導入時のコスト・業務負担が大きいこと等が課題。

施策の概要

- 消防庁では、全国の消防本部で今後予定されるシステム更新にあわせ、各本部がインターネット等を活用したサービスを活用できるよう緊急通報に係る標準インターフェイスやシステム移行時のデータ要件等を策定。



財政措置

- 消防の広域化又は連携・協力を行おうとする消防本部(過去において広域化又は連携・協力を行った消防本部を含む。)における消防指令システムの標準化に併せた高機能消防指令センターの整備について「緊急防災・減災事業債」の対象。

今後の取組・留意事項

- 各消防本部において、システムの更新の際には標準仕様書等に基づき整備を進めていただきたい。

消防業務システムのクラウド化

背景・課題

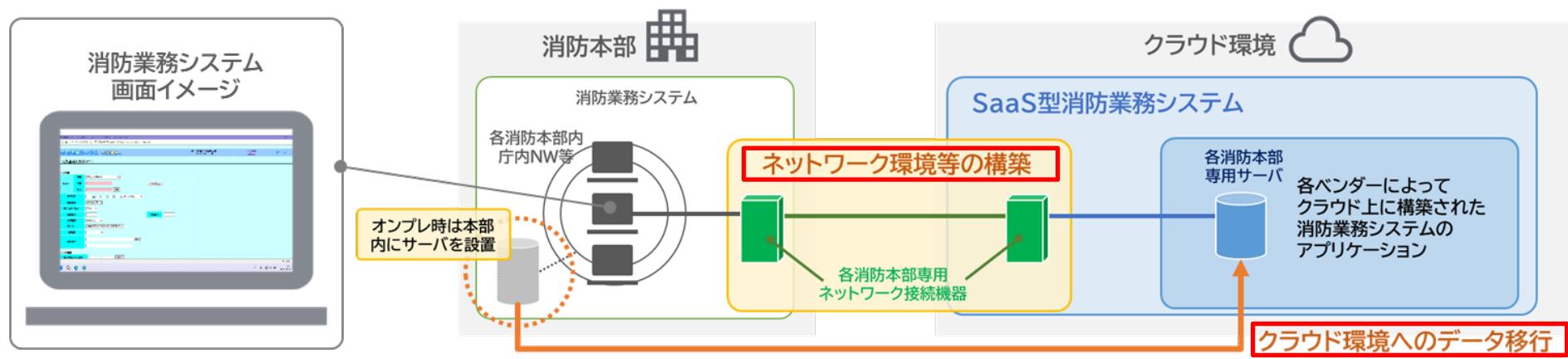
- 消防業務システムは、インターネットと接続されていないオンプレミス型システムとして整備されるのが一般的となっているため、ICTの進展に応じて柔軟に新機能を追加することが困難。また、個別カスタマイズ等によりシステム構築時のコスト・業務負担が大きいことが課題。

施策の概要

- 消防庁では、システムの機能拡充や、コスト・調達に係る業務の負担軽減を実現するため、SaaS型のクラウドシステムの利用等に係る内容を盛り込んだ消防業務システムの標準仕様を策定。

財政措置

- 地方公共団体が行う標準仕様に基づいたSaaS型消防業務システムの移行に要する経費（クラウド環境へのデータ移行、ネットワーク環境等の構築等）について、「デジタル活用推進事業債」の対象。 ※「共同調達」によりシステムの移行を行う場合



今後の取組・留意事項

- 各消防本部においては、次期更新時に同仕様に基づいたシステムが導入されるよう取組を進めていただきたい。

災害時の映像情報共有の推進

背景・課題

- 災害時における国と地方公共団体との間における映像共有手段の充実を図るため、消防職団員による投稿型の機能を有した「消防庁映像共有システム」について、令和5年12月に構築し、令和6年9月から正式運用を開始。

施策の概要

【国費】【R8予算額 0.2億円】

- 本システムは令和6年能登半島地震において、庁内での先行運用として災害対策本部内や緊急消防援助隊で現地の災害状況に係る映像・画像を共有。共有された映像は、報道機関に提供する映像としても活用された。
- 令和6年9月の正式運用により、全国自治体と災害映像の共有が可能となっていることに加え、令和7年3月には内閣府の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)と接続し、関係府省庁とも共有可能となった。
- 迅速な災害状況の把握等が求められている中、**消防団員による本システムの活用**については、**地域住民の安心・安全に直結し、地域防災力の充実強化を図る上で極めて重要。**

【能登半島地震での活用事例】



投稿



システム画面（一覧・地図）

消防庁映像共有システムへの情報共有

閲覧



活動・被災状況の把握
(消防庁・緊急消防援助隊で共有)

今後の取組・留意事項

- 消防本部においては、発災後速やかに本システムによる消防庁との映像共有を実施していただきたい。
- また、消防団を含めた消防機関においては、大規模災害等に備え、消防職員・消防団員が適切に操作できるよう定期的な研修等を実施するとともに、災害時に本システムを運用できるよう普段からの訓練等にも本システムを取り入れるなど、本システムの積極的な活用に向けた取組を実施していただきたい。

3. 常備消防力の充実強化

背景・課題

- 令和6年3月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、都道府県がリーダーシップを発揮して、広域化の機運の醸成、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等に取り組むことを求めた。
- 広域化の検討を始めたきっかけとして、令和7年6月に実施した調査では57本部が「都道府県の関与」を挙げており、都道府県の積極的な関与が広域化の検討の加速化につながると考えられる。
- 以上のこととは、連携・協力(指令の共同運用等)の場合も同様。

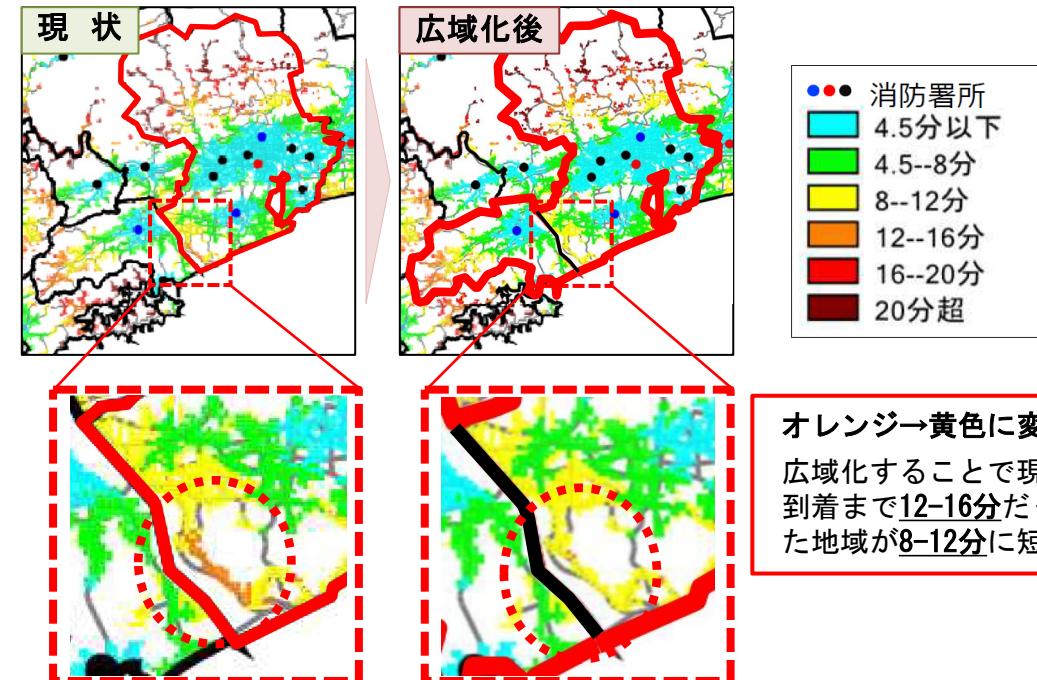
施策の概要

- 都道府県がリーダーシップを発揮して、消防の広域化や連携・協力に取り組む市町村を積極的に支援する取組を推進することにより、消防の広域化等の検討の加速化を図る。

財政措置

- 都道府県が行う協議会の設置・運営、広域消防運営計画又は連携・協力実施計画作成に当たってのシミュレーションに要する経費について、特別交付税措置(措置率0.5)。

○ 救急車の現場到着所要時間の分布シミュレーション



【広域化のシミュレーションのイメージ】

今後の取組・留意事項

- 都道府県は、協議会の設置・運営や広域消防運営計画又は連携・協力実施計画作成に当たってのシミュレーションを行うことにより、広域化や連携・協力に取り組む市町村をより積極的に支援していくことが必要。

消防の広域化及び連携・協力の推進

背景・課題

- 人口減少、高齢化の進展に伴う救急需要の高まり、大規模災害の激甚化・頻発化、感染症の拡大等の社会環境の変化に的確に対応するため、消防の広域化及び連携・協力を取り組み消防本部の規模を引き上げること等により、行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防力の維持・強化を図ることが必要。
- 令和6年に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を改正し、広域化及び連携・協力の更なる推進を図るとともに、それぞれの基本指針における推進期限を令和11年4月1日までとした。

施策の概要

- 消防用車両出動シミュレーションシステム(広域化、連携・協力による効果の分析が可能なシステム)の運用・改修や消防広域化推進アドバイザーの派遣を行うほか、消防の広域化及び連携・協力を実現した消防本部における優良事例等の情報提供などを行い、消防の広域化及び連携・協力を推進する。

財政措置

消防の広域化及び連携・協力の推進に係る財政措置について、主なものは次のとおり。

- 特別交付税(都道府県分)
 - ・広域化又は連携・協力対象市町村に対して、都道府県が行う補助金、交付金等の交付に要する経費(措置率:0.5)
- 特別交付税(市町村分)
 - ・広域化又は連携・協力の準備に要する経費(措置率:0.5)(※)「中心消防本部」については措置率0.7
(広域化)広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金 等
 - ・(連携・協力)連携・協力実施計画策定経費、連携・協力協議会負担金 等
 - ・広域化又は連携・協力に伴い臨時に増加する経費(措置率:0.5)
(広域化)消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信指令施設等の整備に要する経費 等
 - ・(連携・協力)共同部隊の設置に伴い必要となる装備費、現場活動要領の統一に要する経費
- 緊急防災・減災事業債
 - (広域化)消防署所等の増改築、消防用車両等の整備 等
 - (連携・協力)高機能消防指令センターの新築及び増改築、消防用車両等(※)の整備、訓練施設の整備
(※)具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等をいう

今後の取組・留意事項

- 上記の各種施策を活用し、**消防の広域化及び連携・協力に係る取組を引き続き推進していただきたい。**

背景・課題

- 消防本部が整備する災害対応ドローン(水中ドローンを含む)は、被害状況や災害推移の把握、部隊運用や水難救助活動等に効果的。

施策の概要

- 消防庁では、ドローン活用の普及啓発等を行うアドバイザーの派遣や、「消防防災分野における無人航空機の活用の手引き」の作成等により、消防本部における災害対応ドローン(水中ドローンを含む)の活用推進を図っている。

〈災害対応ドローンの活用イメージ〉

【空中からの情報収集】



※上空から、要救助者の捜索や火災延焼状況の把握などを行い、効果的な活動を実施する。



【水中からの情報収集】



※水中の状況を地上で共有し、水中における活動場所等の特定を行うことで、活動時間の短縮や救助隊員等の負担軽減を図る。



財政措置

- 消防本部が運用する災害対応ドローン(水中ドローンを含む)の整備について緊急防災・減災事業債の対象。

〈ドローン〉

- 次の要件を満たすドローンの整備について、緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債の対象。

※詳しくは、「消防本部における災害対応ドローンの更なる活用推進について」（令和4年3月31日付け消防消第99号消防庁消防・救急課長通知）を参照

【必須要件】

- ・ドローンの機体及び搭載するカメラは防水性能等級3以上を備えること

- ・動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること

【任意で付加する機能】

- ・熱画像撮影機能
- ・暗所撮影機能
- ・高倍率ズーム機能
- ・物件の搬送、投下機能
- など

〈水中ドローン〉

- 次の要件を満たすドローンの整備について、緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債の対象。

※詳しくは、「消防本部における水中ドローンの整備推進について」（令和5年3月27日付け消防消第116号消防庁消防・救急課長通知）を参照

【必須要件】

- ・遠隔操作が可能であること(有線含む。)
- ・動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること

【任意で付加する機能】

- ・音波探査
- ・位置情報の把握
- ・物件の収集、搬送
- など

今後の取組・留意事項

- 消防本部においては、被害状況や災害推移の早期把握等に有効なドローンの積極的な活用に取り組んでいただきたい。

背景・課題

- 令和6年能登半島地震では、道路の隆起や亀裂等による通行障害が発生したことに加え、夜間にかけて災害が発生したため、有人での対応が困難な条件下における、ドローン飛行による情報把握の必要性が再認識された。
- 「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」(R6.7)においても、ドローンを活用した迅速な災害情報等の把握による初動対応能力の向上が必要と提言されたところ。
- 災害現場でのドローンの活用に当たっては、高度な操縦技能を有する職員の育成が必要。

施策の概要

- 消防本部等がドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、より高度な操縦技能を持つ人材を育成するとともに、アドバイザー派遣制度により全国の消防本部や自治体の操縦者育成を図る。

財政措置

【国費】[R8予算額 0.1億円]

- ドローン技術指導アドバイザーの育成とアドバイザー派遣制度を通じたドローン活用の普及啓発及び操縦者の育成を実施。

事業のイメージ

① ドローン技術指導アドバイザーの育成

- ・ドローン活用の普及啓発等を行うドローン技術指導アドバイザーを育成するための研修を実施

- ① 研修実施場所：福島ロボットテストフィールド等
- ② 対象者：ドローンの運用に際し指導的立場にある消防職員及び自治体の防災部局職員

- ・アドバイザー（消防職員に限る）を対象に更なるスキルアップのため一等無人航空機操縦者技能証明の資格取得支援を実施（令和10年度まで）

アドバイザーによる人材育成

② アドバイザー派遣制度

- アドバイザーが全国の消防本部等に対しドローンの運用方策に係る助言及び操縦者の育成を展開

- ① 対象：各消防本部、自治体の防災部局等
- ② 内容（講義・訓練）：ドローンの特性、関係法令、運用体制、活用事例の紹介、実機飛行展示・訓練等



財政措置(特別交付税)

- 消防職員の一等無人航空機操縦者技能証明（夜間・目視外の限定変更）の資格取得に要する経費について、特別交付税措置（措置率0.5%）。

今後の取組・留意事項

- 全国の消防本部や自治体の防災部局については積極的にアドバイザー派遣制度を活用するほか、運用体制の整備や操縦員の継続的育成等に努め、ドローンによる災害対応力の高度化を図っていただきたい。

大船渡市林野火災を踏まえた飛び火警戒要領の見直し等

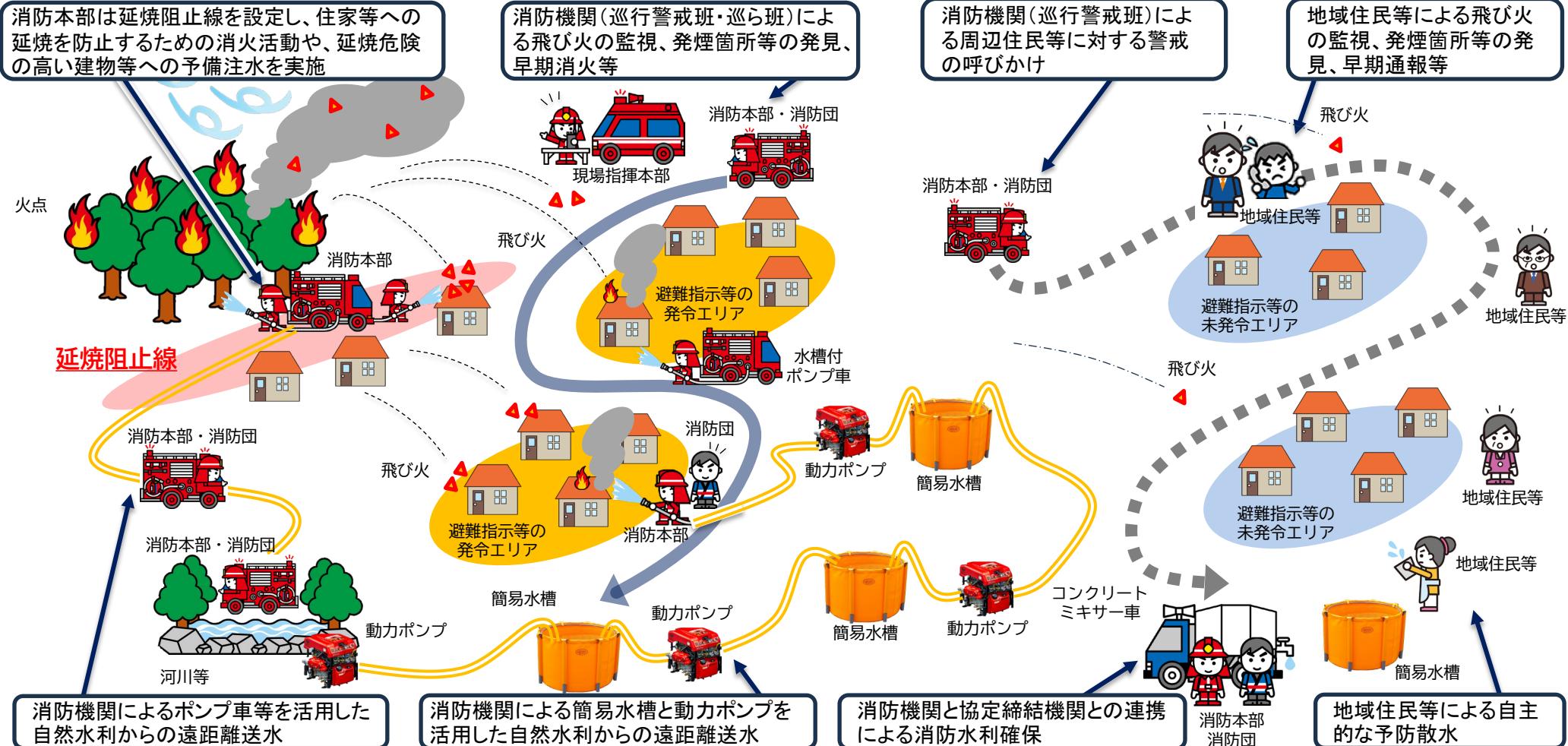
背景・課題

- 大船渡市林野火災では、飛び火による広範囲の延焼が見られ、同時多発的に住家への被害が発生。
- 林野から住家への飛び火による延焼を防ぐため、主に強風下における市街地火災を想定している現行の飛び火警戒要領の見直し等が必要。

施策の概要

- 消防庁では、飛び火警戒要領の見直し等を行う際の留意事項等を示し、取組を推進（R7.10.29通知）。

【消防機関と地域住民等が連携した飛び火警戒体制の例】



今後の取組・留意事項

- 通知に掲げる事項について留意し、地域の実情を十分踏まえた飛び火警戒要領の見直し又は策定に取り組んでいただきたい。

背景・課題

- 令和6年能登半島地震に伴う輪島市での大規模火災では、警報等の発表に伴う津波警戒時には、津波浸水想定を勘案し安全を確保した上で消防活動を行う必要があることから、各消防本部において事前に計画を策定しておくことの重要性が改めて認識された。
- 「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」(R6.7)においても、津波警報下における安全・的確な消防活動を行っていくためには、津波警報下における消防活動計画を策定することが必要と提言された。
- 計画の策定に当たっては、気象台や有識者など専門家の意見を踏まえ、津波の地域特性や過去の災害事例を考慮することが必要。

施策の概要

- 津波浸水想定区域を管轄する消防本部は、地域の実情に応じ、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画の策定に可能な限り早期に取り組むことが必要なため、消防庁では、策定すべき消防活動計画について、計画例を示し、計画策定を推進しているところ（R6.12.16通知）。

財政措置

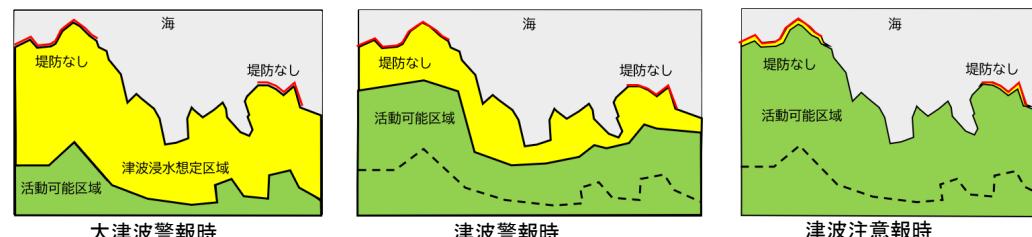
- 計画策定の支援として、未策定の小規模消防本部等に対し、津波時の消防活動計画策定推進アドバイザーの派遣を通じ、計画策定を促進する。【R8予算額 0.01億円】
- 専門家等を招聘し開催する検討会に要する経費や、津波の高さ、津波警報の種別に応じた活動可能区域の設定のための津波災害シミュレーションに要する経費など、地方公共団体が行う津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画策定に要する経費について、特別交付税措置（措置率0.5）。

※期間：令和7年度～令和9年度

今後の取組・留意事項

- 計画の策定にあたっては、計画（例）を参考に、都道府県や市町村の担当部署と連携しつつ、気象台や有識者などの意見を踏まえた内容とともに、必要に応じ専門家を含めた検討会等の開催や津波災害シミュレーション等を行い、地域の実情に応じた計画を策定していただきたい。

警報等の種類に応じた活動可能区域設定のイメージ



消防本部における女性消防吏員の活躍推進①

【継続】

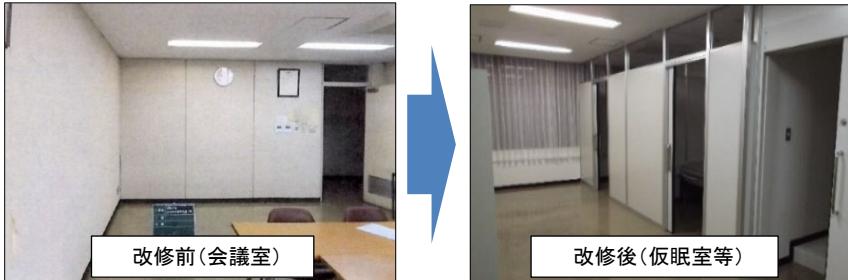
背景・課題

- 消防庁が掲げた全国の消防本部の目安となる目標(女性消防吏員の比率を将来的に10%程度まで引き上げることを目指し、まずは5年後(令和13年度)までに採用者に占める女性の比率を10%以上とする。)を踏まえ、それぞれの実情に応じた具体的な数値目標を設定するとともに、女性消防吏員の更なる活躍推進に向け、女性消防吏員の確保、働きやすい職場環境づくり、育成及び職域拡大のための取組の計画的な推進を要請。
- ※ 令和7年4月1日現在の女性消防吏員比率は全体の3.8%(他職種女性比率:警察官12.0%(令和7年4月1日現在)、自衛官9.1%(令和6年度末現在))

施策の概要

- 各消防本部において設定する女性消防吏員の比率及び女性採用者の比率に関する目標の達成に向け、消防本部における女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた取組について支援。

〈女性専用施設の整備〉



〈女性消防吏員活躍推進アドバイザー事業〉



〈女性消防吏員活躍推進モデル事業〉



財政措置

- 緊急消防援助隊受援計画に緊急消防援助隊の受入施設として位置付けられる消防本部・消防署・出張所・消防学校(以下、「消防庁舎」という。)における女性専用施設の整備について、緊急防災・減災事業債の対象。
- 消防庁舎における女性専用施設(浴室、仮眠室等)の施設整備に要する経費(地方債を充当しない事業に限る。)について、特別交付税措置(措置率0.5、財政力補正あり)。

今後の取組・留意事項

- 「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍の推進及びハラスメント対策の徹底について」(令和8年1月14日付消防消11号消防庁消防・救急課長通知)を踏まえ、女性消防吏員の更なる活躍の推進に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

背景・課題

- 女性消防吏員の在籍する消防本部は全消防本部の9割まで増加しており、消防隊や救急隊等の部隊運用に携わる女性消防吏員は全女性消防吏員の約半数まで増加。引き続き、女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組を推進することが重要。
- 災害が激甚化・頻発化する中、緊急消防援助隊等の派遣による広域応援の必要性が高まっており、女性消防吏員も被災地で活躍できる環境の整備が必要。

施策の概要

- 災害派遣時等において男女ともに活躍できる環境を整備するため、応援派遣時に男女各自の宿営環境を確保するために必要な資機材の整備について支援。

財政措置

- 応援派遣時に男女各自の宿営環境を確保するために必要な資機材の整備について、普通交付税措置。

【対象資機材】



簡易トイレ



更衣・仮眠用テント



区画用パーテーション

今後の取組・留意事項

- ライフステージに応じた様々な配慮、消防庁舎における女性専用施設の整備など、女性消防吏員が働きやすい職場環境の整備に取り組むとともに、緊急消防援助隊等の災害派遣時において男女ともに活躍できる環境の整備に取り組んでいただきたい。

4. 救急体制の確保

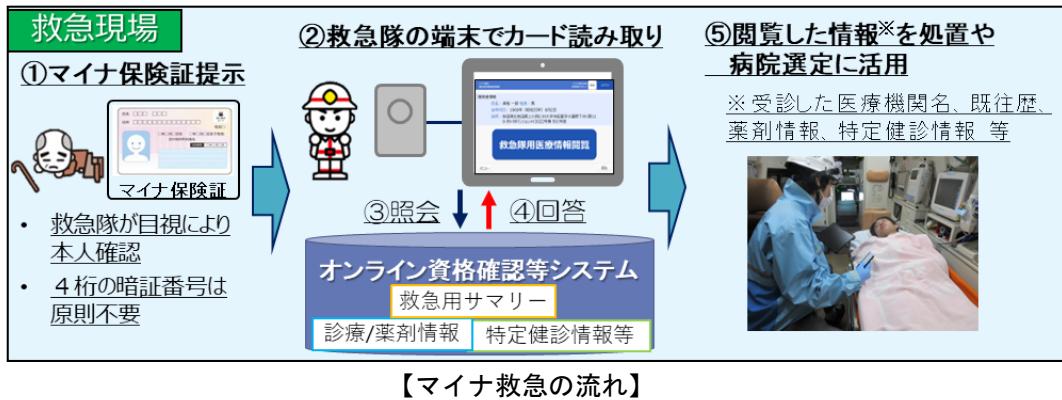
マイナ救急の全国展開の推進

背景・課題

- 現状の救急活動における傷病者情報聴取は主に口頭聴取にて行われているが、病状に苦しむ傷病者から正確な情報を把握することが困難な場合もあり、課題となっている。
- このような課題を踏まえ、消防庁において、救急業務の円滑化を目的として、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する傷病者の情報を把握する取組(マイナ救急)について令和4年度から検討を開始。
- 令和7年度に全720消防本部、5,334隊の救急隊で実証事業を実施。令和8年度からは各消防本部における本格運用となる。

施策の概要

- 補助金等を創設することにより、マイナ救急を円滑に実施できる環境の整備を支援する。



【マイナ救急普及啓発動画】



【広報ポスター】

財政措置

- 令和7年度実証事業で使用したタブレット端末等の無償貸付を継続して行うほか、マイナ救急の実施に必要となるタブレット端末等の導入(新規購入等)に要する経費に対する補助金(社会保障・税番号制度システム整備費補助金)を創設。【R7補正予算額0.9億円】
- 地方公共団体のマイナ救急の実施に必要となるタブレット端末等の導入に要する経費に対して、特別交付税措置(措置率0.5)。
※特別交付税は、補助金に係る地方負担が対象。
- システム利用料、通信費及び端末更新等のマイナ救急の運用に要する経費に対して、普通交付税措置。

今後の取組・留意事項

- 今後、マイナ保険証を搭載したスマートフォンへの対応(令和8年4月実装予定)を行うなど、マイナ救急の全国展開を推進する。
- 地方公共団体においては、これらの措置も活用しつつ、引き続きマイナ救急を実施していただくとともに、認知度向上のため、広報を展開するなど、積極的な取組を実施していただきたい。

救急安心センター事業（#7119）の全国展開

【継続】

背景・課題

- 高齢化の進展、熱中症患者の増加、感染症の流行等により、今後も救急需要の増大及び多様化が懸念される中、不急の救急出動の抑制や、救急医療機関の受診の適正化を図っていく必要がある。

施策の概要

- 住民が急な病気やケガをしたときに、「救急車を呼んだほうがいいのか」、「今すぐ病院に行ったほうがいいのか」など判断に迷った際の相談窓口として、医師・看護師・救急救命士から電話でアドバイスを受けることができる仕組み。
- 令和7年度末で、41地域（都府県内全域：37地域、道県内一部：4地域）で実施予定。

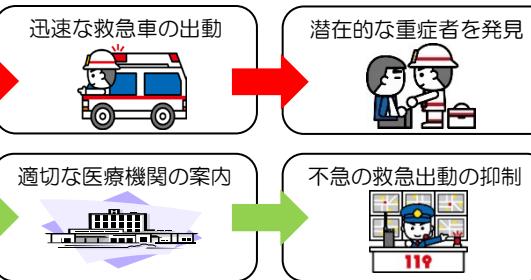
住民
専用回線
(#7119)

- 病院に行った方がいいの？
- 救急車を呼んだ方がいいの？
- 応急手当はどうしたらいいの？

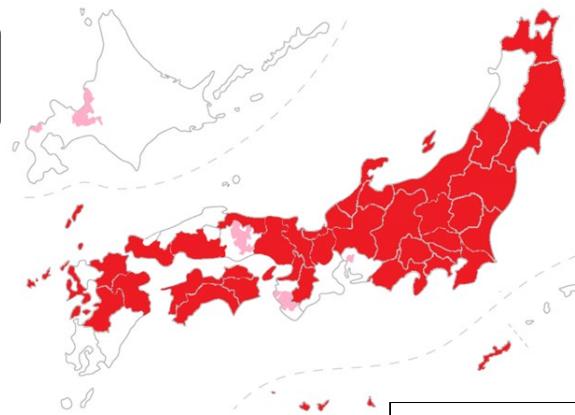
#7119（救急安心センター事業）

- 医師・看護師・救急救命士が相談に対応
 - ・病気やけがの症状を把握
 - ・緊急性、応急手当の方法、受診手段、適切な医療機関などについて助言
- 相談内容に緊急性があった場合、直ちに救急車を出動させる体制を構築
- 原則、24時間365日体制

緊急性の高い症状



全国41地域で実施（予定） ※令和7年度末予定



実施(県単位)
実施(一部市町村)
未実施

◆ 令和7年度末で管内に未実施地域を有する10道県（一部離島等を除く）

北海道、秋田県、愛知県、三重県、和歌山県、島根県、岡山県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県

財政措置

- 導入に要する経費について、消防防災施設整備費補助金（補助率1/3）又は防災対策事業債の対象。
- 運用に要する経費について、特別交付税措置（措置率0.5）。

今後の取組・留意事項

- #7119については、各都道府県が原則として実施主体となることから、都道府県におかれては、「救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた取組等について」（令和7年6月18日付け消防救第205号）等を踏まえ、未実施団体における早期の事業導入を図っていただきたい。

5. 地域防災力の中核となる消防団 及び自主防災組織等の充実強化

消防団の力向上モデル事業

【拡充】

背景・課題

- 令和6年能登半島地震や令和7年に多発した大船渡市等の大規模林野火災などを踏まえるとともに、南海トラフ巨大地震など今後発生が危惧される大規模地震に備え、消防団員の確保や消防団の災害対応能力の強化など、消防団の更なる充実強化を図ることが必要。

施策の概要

【国費】【R8予算額 3.9億円】

- 社会環境の変化に対応した消防団運営等の普及・促進に向け、消防団の更なる充実強化につながる地方公共団体の様々な取組をモデル事業として支援し、当該取組を優良事例として全国への横展開を図る。
- 特に、大船渡市等の林野火災を踏まえた消防団の災害対応能力の強化を図る取組や、依然として減少する消防団員の確保を踏まえた女性や若者の入団促進を図る取組などを支援する。

今後の取組・留意事項

- デジタル技術の活用促進、消防団活動に必要な免許等の取得支援等のほか、特に、消防団の災害対応能力の向上を図る取組や、女性や若者の入団促進を図る取組に積極的に力を入れていただきたい。
- 本事業による取組の実施後は、その効果検証を行うとともに、取組の成果を踏まえて新たな実施計画を策定するなど、本事業の活用後も計画性かつ発展性のある取組を実施していただきたい。

消防団の力向上モデル事業の例

全額国費（上限500万円）



【デジタル技術の活用】



【免許等取得環境の整備】

大規模林野火災を踏まえた災害対応能力の強化



【ドローン操縦技術等
習得支援】



【林野火災想定訓練】



【不感地域対策】



【女性の活動環境整備】【学園祭等での入団促進】



女性や若者の入団促進

消防団設備整備費補助金

【拡充】

背景・課題

- 令和6年度能登半島地震や令和7年に多発した大船渡市等の大規模林野火災などを踏まえるとともに、今後発生が危惧される大規模災害に備えた消防団の災害対応能力の一層の強化が不可欠であり、消防団の装備の更なる充実を図ることが必要。このため、女性を含め、全ての消防団員が比較的容易に取り扱える小型・軽量化された救助用資機材等の整備を推進。

施策の概要

- 消防団が整備する救助用資機材等に対する補助により、消防団の災害対応能力の向上を図る。
- 「可搬式散水装置(背負式水のう)」や「低水位ストレーナ」など、**林野火災対応資機材を新たに追加**。

財政措置

【国費】【R7補正予算額 3.0億円】

- 補助率: 1/3(地方負担分2/3について、特別交付税措置(措置率0.8)(市町村分に限る。))
- 補助対象: 都道府県(消防学校で使用するものに限る。)、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)

今後の取組・留意事項

- 小型・軽量化された救助用資機材等の整備を進めるとともに**資機材の定期的な点検整備や計画的な更新を行っていただきたい**。

補助対象資機材

※各都道府県・市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可



※1 油圧切断機及びチェーンソーは、電気で駆動するものを含む。
※2 救命胴衣等とは、救命胴衣のほか、浮環及びフローティングロープをいう。

※3 切創防止用保護衣等とは、切創防止用保護衣及び耐切創性手袋をいう。
※4 特定省電力無線局又はデジタル簡易無線局の携帯用無線機をいう。



救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付

【継続】

背景・課題

- 令和6年能登半島地震や令和7年に発生した大船渡市等の林野火災等を踏まえるとともに、今後発生が危惧される大規模災害等に備え、常備消防のように常時訓練ができる消防団の消火・救助等の技術の向上を図ることが不可欠。
- このため、狭隘な道路や悪路を走行可能な機動性の高い小型車両を中心に、救助用資機材等を活用した、より現場の状況に近い実践的かつ効果的な教育訓練を実施し、即座に対応できる体制を構築していくことが必要。

施策の概要

【国費】【R7補正予算額 20.7億円】

- 機動性の高い小型車両を中心に、救助用資機材等を搭載した消防車両を無償で貸し付け、実践的かつ効果的な訓練を実施することにより、消防団の災害対応能力の向上を図る。

今後の取組・留意事項

- 機動性の高い小型車両の整備を進めるとともに、実践的な教育訓練を通じて、災害対応能力の向上に努めていただきたい。
- 消防車両の定期的な点検整備や計画的な更新を徹底していただきたい。

整備する車両・資機材（イメージ）

【救助用資機材等を搭載した消防車両】



（小型動力ポンプ積載車（3.5t未満））



（オフロードバイク）

【搭載予定資機材（例）】



消防ホース



可搬消防ポンプ



低水位ストレーナ
金てこ、バール・スコップ

消防団ドローン・DX推進事業

【新規】

背景・課題

- 近年、災害が激甚化・頻発化している中、消防団は、災害現場にいち早く駆けつけ、迅速な情報収集を行うなど、災害対応能力の強化が求められており、被害状況等の迅速な情報収集や情報共有ができるドローンなどのデジタル技術の活用が急務となっている。
- 他方で、ドローンの操縦技術を習得している団員は少なく、また活動においてドローンを含めたデジタル技術の活用機会が少ない。

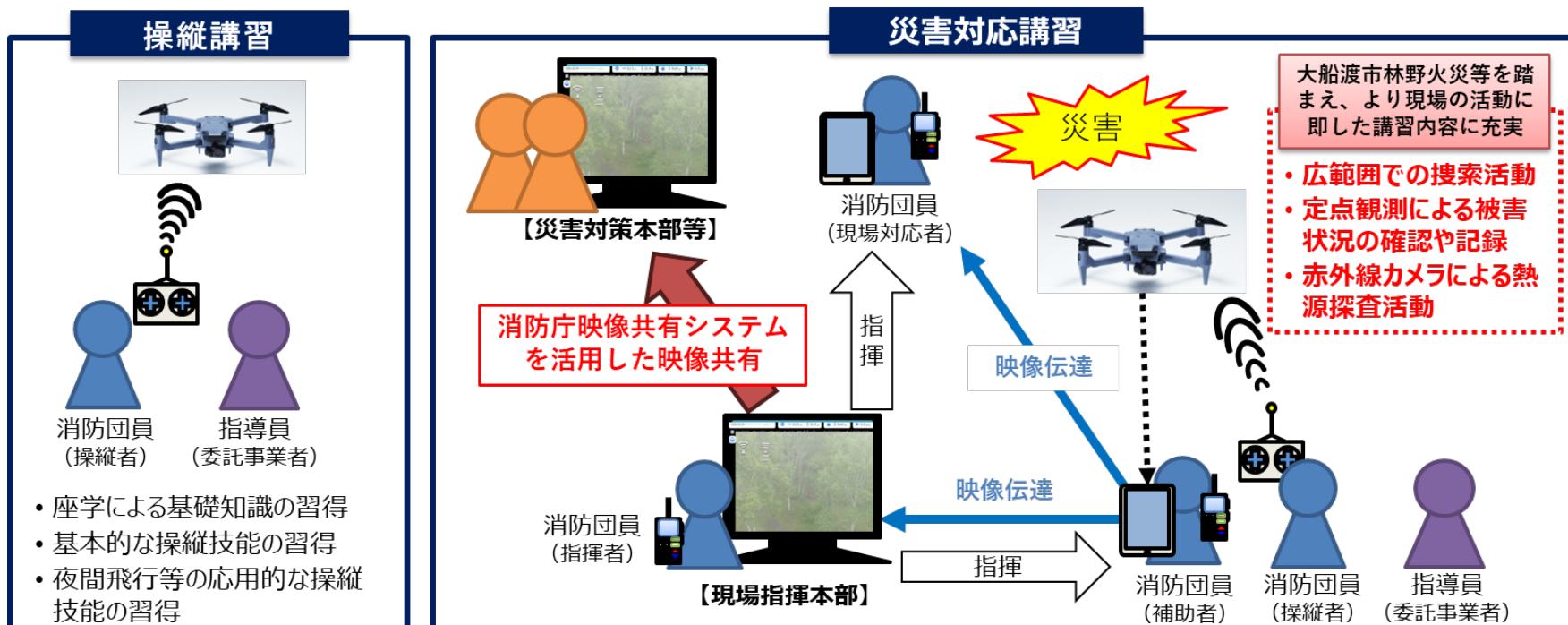
施策の概要

【国費】【R7補正予算額 0.4億円】

- 都道府県の消防学校において、消防団員に対するドローンの操縦講習に加え、デジタル技術を活用し、ドローンから伝達された映像を共有した搜索活動等の講習を実施。

今後の取組・留意事項

- ドローンの活用については、災害情報の早期把握等に有効となるほか、消防団に対する興味関心の醸成し、入団促進にもつながることから、団員確保の観点からも、本事業の積極的な活用を含め、ドローンの活用促進に向けた取組を進めていただきたい。



自主防災組織等活性化推進事業

背景・課題

- 近年、災害が多発化、激甚化している中、地域の安全・安心を十分に確保していくためには、常備消防や消防団のみならず、自主防災組織等の活性化が不可欠となっている。
- また、自主防災組織等の活性化は、幼少期から若年層に防災意識が醸成され、未来の消防団の担い手育成に繋がるなど、地域防災力の充実強化のための副次的な効果も期待される。

施策の概要

【国費】R8予算額 1億円

- 自主防災組織や少年消防クラブ、女性防火クラブの活性化につながる地方公共団体の取組をモデル事業として支援し、当該取組を優良事例として全国への横展開を図り、地域全体の防災力の向上を目指す。

今後の取組・留意事項

- 多様な主体と連携した取組や女性の視点を反映させた取組など、自主防災組織等を活性化するための取組を進めていただきたい。
- 本事業による取組の実施後は、その効果検証を行うとともに、取組の成果を踏まえて新たな実施計画を策定するなど、本事業の活用後も計画性かつ発展性のある取組を実施していただきたい。

自主防災組織等活性化推進事業の例

○ 自主防災組織等の立ち上げ支援・担い手確保



自主防災組織の立ち上げ支援



少年消防クラブの立ち上げ支援

○ 防災教育・啓発事業



災害等体験学習

全額国費（上限200万円）



先進事例研修

○ 災害対応訓練・計画策定



避難訓練



避難所運営訓練



応急手当訓練



地域の防災計画策定

自主防災組織等のリーダー育成支援事業

【継続】

背景・課題

- 令和元年度の「自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会」において作成した自主防災組織のリーダー育成に係る教材の有効的な活用を図ることが必要。

施策の概要

【国費】R8予算額 0.1億円】

- 自主防災組織のリーダー育成に係る研修教材を有効に活用するため、都道府県又は市町村の自主防災組織等の担当者向けに研修会を実施する(下記①②関係)。
- 上記研修会を受講した地方公共団体の担当者等が「リーダー育成研修会」を実施することで、**自主防災組織等の活動の中心となるリーダーの育成を促進する**(下記③関係)。

今後の取組・留意事項

- 都道府県・市町村においては、**本事業を積極的に活用いただき、自主防災組織等の活性化に取り組んでいただきたい**。

事業スキーム



研修教材(イメージ)

【個人作業】<10分>
配布されたハザードマップや被害想定資料を確認し、**皆さんの地域の危険性**について「ワークシート(地震)」に書き出しましょう

① 想定震度は？
② 津波の可能性は？
③ 液状化の可能性は？
④ どのような被害や影響が生じるか？
✓ 建物倒壊
✓ 火災
✓ 断水 ...

【事例】実際の災害時における共助

■地域ぐるみでの避難体制
(東広島市黒瀬町芦原団地:広島県)
○ 平成30年7月豪雨で土石流による被害を受けたが、住民で支え合つて事前に避難したため、死者やけが人がゼロだった。
○ 要配慮者を含む7名が避難準備の発令前に自動的に避難した。この時、共助会で事前に決めていた要配慮者を支援する担当者が避難の援助をした。
○ 平成26年の災害を受け、防災に関する取組をはじめ、緊急告知ジョガや民営委託等による高齢者・障がい者の避難を支援する担当者を事前に決めていた。

参考: 消防庁平成31年度「防災用語とその意味」-「津波警報や他の警報の違いについて(ragazzi参考室内)」

防災意識向上プロジェクト

背景・課題

- 近年、災害が激甚化・頻発化している中、自助・共助の担い手となる地域住民の防災意識の向上を図ることが重要。

施策の概要

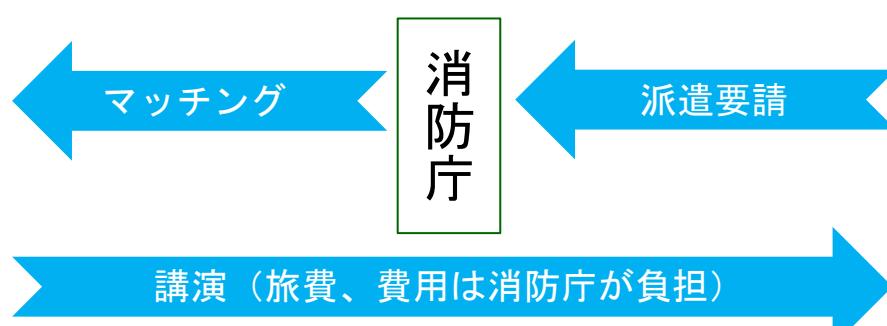
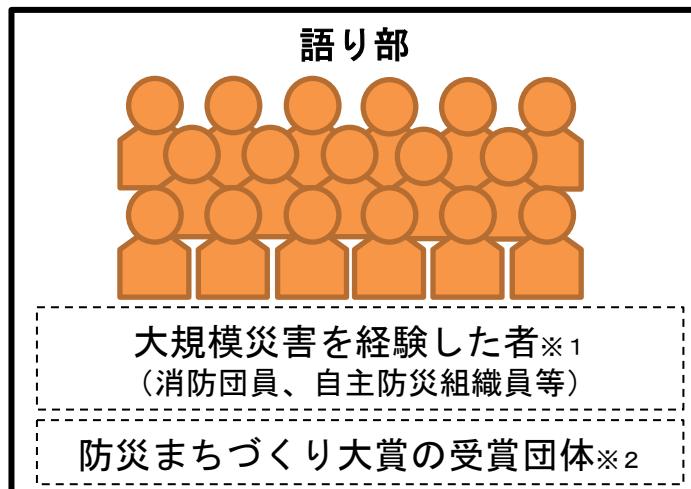
【国費】R8予算額 0.3億円】

- 大規模災害(地震、風水害等)での活動体験及び防災に知見を有するものを語り部として消防庁が委嘱し、市町村(特別区を含む)が開催する防災講演会等の講師として派遣する(派遣費用(旅費や謝金等の費用)は消防庁が負担)。

今後の取組・留意事項

- 市町村においては、本事業を積極的に活用いただき、住民の防災意識向上に取り組んでいただきたい。
- また、大災害を経験した語り部について、積極的に推薦いただきたい。

事業スキーム



講演の様子



※1 大規模災害を経験した者は都道府県の推薦に基づき
消防庁から語り部として委嘱

※2 防災まちづくり大賞を受賞した団体に所属する者

7. 火災予防対策の推進

今後の取組・留意事項

- 「林野火災の予防及び消火活動について」(令和7年8月29日最終改正 消防庁防災課長等関係課室長連名通知)を踏まえ、以下のとおり、広報・啓発、早期の応援要請に積極的に取り組んでいただきたい。

(1)広報・啓発の実施

- ・出火原因の大半が人為的な要因によるものであること、季節的な偏在性があること、急激に延焼する危険があることなどの林野火災の特徴に留意した効果的な広報・啓発等。
- ・林野火災注意報、林野火災警報、たき火の届出制度、火入れの許可制度などの仕組みについて理解を促進するための取組、林野火災注意報・警報発令時の適切な周知・伝達。
- ・消防本部が単独で行うよりも消防団と連携した取組の一層の促進や、防災担当、林務担当、廃棄物処理担当部局等の林野火災・災害対応、火の取扱いに関する幅広い部局の参画のほか、住民や事業者などが主体となる取組。
- ・地域内の住民か入山者などの地域外からの来訪者かによって実施方法や曜日・時間帯、周知すべき火の取扱内容を変更する等効果的な手法やタイミングでの実施。
- ・従前からの方法の活用のほか、SNSを始めとしたインターネット媒体等の活用による来訪者等も含めた防火意識の醸成。

(2)応援要請による部隊の増強

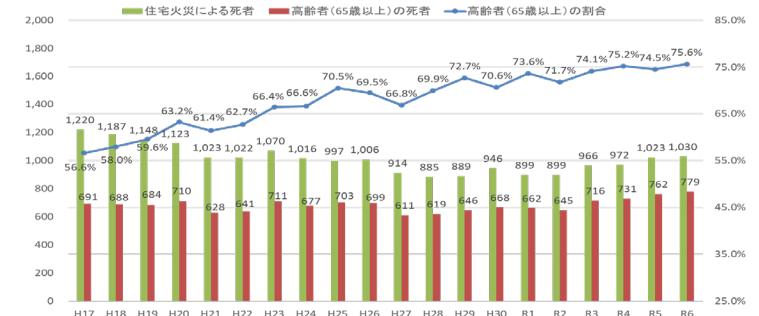
- ・林野火災では散水量の大きい自衛隊の大型ヘリによる空中消火が有効であり、平時より、自衛隊との間で連絡・情報共有体制を構築すること。
- ・林野火災に係る応援要請基準を受援計画で明確化し、覚知後速やかな事前通報を行うとともに時期を逸すことなく消防防災ヘリ、自衛隊、都道府県内応援、緊急消防援助隊の出動要請を行うこと。

住宅防火対策の推進

住宅火災における死者数の増加

住宅火災による死者は、令和5年に平成26年以来9年ぶりに1,000人を超え、**令和6年も同水準を推移している**。全体の死者数における高齢者の割合は年々伸び続け、近年は**7割以上で推移している**。

高齢者の逃げ遅れなどによる被害を防ぐため、全国火災予防運動の機会などを通じ、**積極的に火災予防広報を実施されたい**。

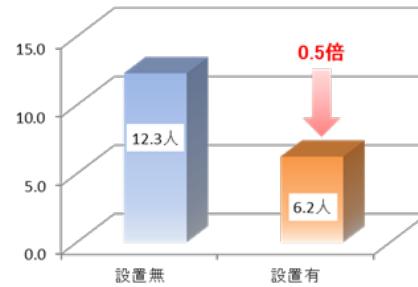


住宅用火災警報器の設置・維持管理

逃げ遅れの防止など火災を早期に覚知するためには、**住宅用火災警報器の設置が重要**だが、依然として**2割近くの世帯が未設置**という状況。

住宅用火災警報器の設置・維持管理を積極的に推進していただきたい。

<住宅火災100件当たりの死者数>



<住宅用火災警報器の設置後経過年数(令和7年)>

10年経過	10年経過していない(交換済み)	10年経過していない(設置から未経過)	不明
32.2%	16.2%	31.5%	20.1%

電気火災対策

近年、電気器具類※を原因とする火災(家電製品や電気配線を原因とする火災)は増加しており、平成26年は1,423件だったが、**令和6年には2,459件**であり**住宅火災の原因の第1位**となっている。特に、**リチウムイオン電池による火災**は近年急増している。消防庁では、住宅における電気器具類からの火災予防啓発映像を作成しており、引き続き注意喚起を実施していただきたい。

※ 家庭内で使用される「電子レンジ」、「延長コード」や「電源コード」などの電気機器、電気製品など。

電気器具類を原因とする事例及び対策について

○リチウムイオン電池

- 事例** 落下したモバイルバッテリーを使用していたところ火災となった。
対策 破損・膨張などの異常のある場合は使用しない。リチウムイオン電池は熱くなる場所に放置しない。



モバイルバッテリー火災の再現映像



プラグがショート(トラッキング現象)し火災に至る再現実験の様子



電子レンジ(庫内)火災の再現映像

○プラグ

- 事例** プラグにホコリが溜まった状態で使用したため、差し刃間でショート(トラッキング現象)し火災となった。
対策 定期的にプラグを点検・清掃し、プラグが抜けかけていないか確認する。

消防庁では、住宅における電気火災に係る防火安全対策の周知のため、動画を作成し、消防庁ホームページやSNSで公開し、全国火災予防運動等の機会を捉え、様々なメディアで広報活動を実施。

感震ブレーカーの普及啓発

背景・課題

- 「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」(R6.7)において、感震ブレーカーの普及推進が必要であると提言された。
(感震ブレーカーの全国設置率:5.2% (令和4年9月時点 内閣府世論調査))
- 消防庁では、地方公共団体の取組を推進するため、令和7年3月28日付け「感震ブレーカーの普及推進に関する計画の策定等について」(消防予第140号)を発出。
- 第1次国土強靭化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和7年7月1日中央防災会議決定)において、著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体のうち、感震ブレーカーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合を令和12年度までに100%とする目標を掲げているところ。
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画にも感震ブレーカーの普及推進が盛り込まれる予定である。

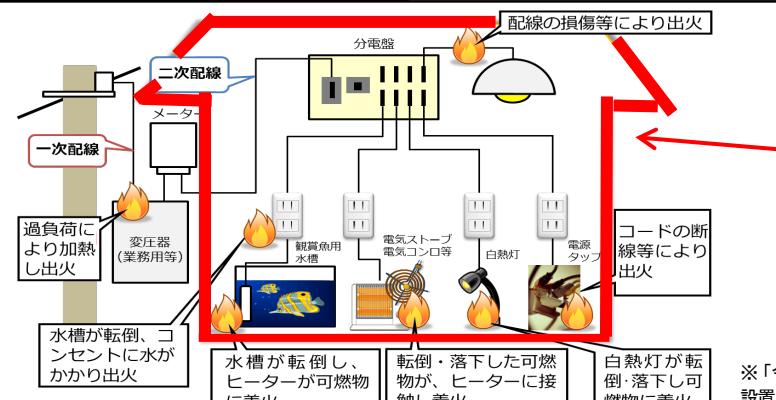
今後の取組

- 今後地方公共団体において、消防庁が示したモデル計画を踏まえ、感震ブレーカーの普及に向けた具体的な計画を策定し、普及推進に取り組むことが重要。

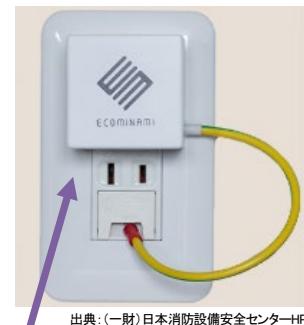
財政措置

- 地方公共団体が行う感震ブレーカーの普及啓発に要する経費について、特別交付税措置(措置率0.7)。

電気に起因する出火の可能性がある主な部位



※「令和6年度第1回 住宅用火災警報器・感震ブレーカー設置・維持管理対策会議(資料3)」(令和6年10月)より



コンセントに設置し、強い揺れを感じて分電盤の主ブレーカーを落とし電気を遮断



ブレーカーに設置し、強い揺れでおもりが落下し電気を遮断

密集市街地火災対策支援補助金

【新規】

背景・課題

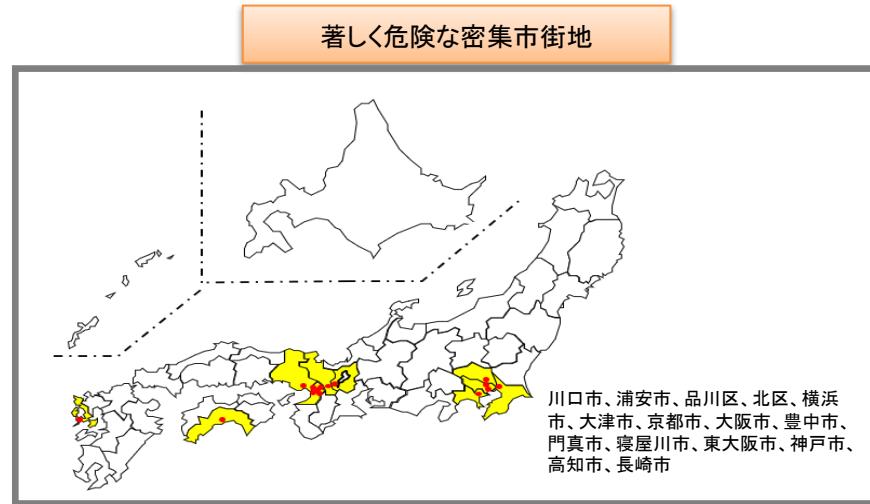
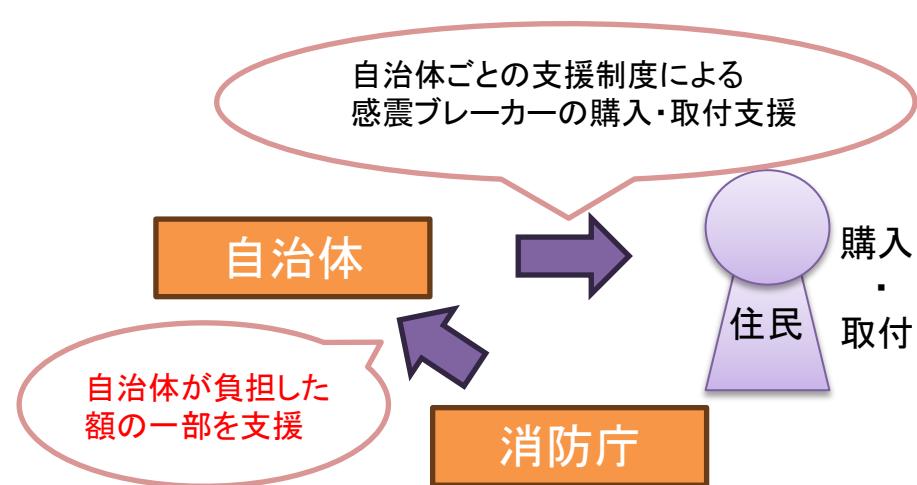
- 第一次国土強靭化実施中期計画を踏まえ、密集市街地等の火災対策の推進を図るため、著しく危険な密集市街地における感震ブレーカーの設置について、国費により機器購入・取付支援を行う。

施策の概要

- 著しく危険な密集市街地の未解消地区(全国:1,662ha(令和5年度時点))を有する自治体(都府県又は市区)に対し、**自治体が当該市街地の住民に対し感震ブレーカーの購入・取付支援を行う際に要する費用の一部を支援する。**
- 自治体において、感震ブレーカーの設置率の目標値を含む計画を立てることを要件とする。

財政措置

【国費】R7補正予算額 0.3億円】



今後の取組・留意事項

- 著しく危険な密集市街地における感震ブレーカーの設置を推進することで、地震発生時における通電火災の発生を抑制し、当該市街地において大規模な延焼被害が生ずることを防止することが期待できることから、**著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する自治体におかれでは、機器購入・取付支援制度の創設を進めていただきたい。**

8. 地方公共団体等の 災害対応能力の強化

防災拠点となる公共施設等の耐震化等

【継続】

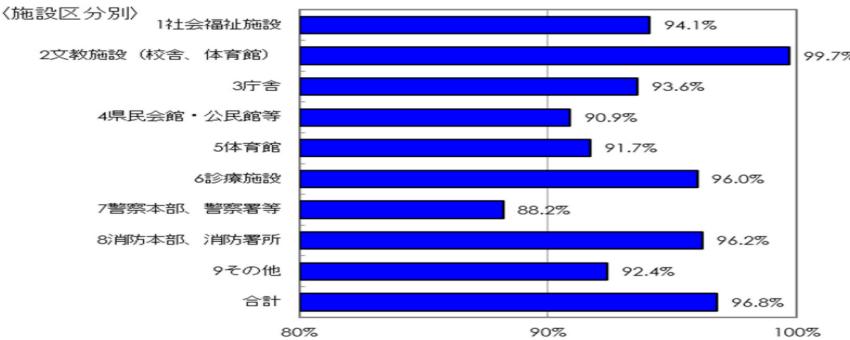
背景・課題

- 災害時の地方公共団体の適切な初動対応及び迅速・的確な災害応急対策を実現するため、災害応急対策の拠点となる公共施設等の耐震化や非常用電源の確保に取り組むことが必要。

施策の概要

- 公共施設等の耐震化や非常用電源の整備等。

<施設区分別の耐震化推進状況(令和6年4月1日現在)>



<耐震改修>



<非常用電源>



財政措置

以下について、緊急防災・減災事業債の対象。

【公共施設等耐震化】

地域防災計画上、耐震改修を進める必要があるとされた公共施設等の耐震化

【消防署所等の建替等】

- ①早急に耐震化を行う必要があり、全部改築することがやむを得ないと認められる消防署所等
- ②未耐震の自治体本庁舎、消防本部・消防学校等の建替えに併せて整備する次の施設
 - ア 災害対策本部の設置に係る施設（災害対策本部員室など）
 - イ 応援職員の受入れに係る施設（応援職員が執務を行うためのスペース）
 - ウ 災害応急対策に係る施設（一時待避所、物資集積所など）

【非常用電源】

非常用電源の設置に加え、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策や機能強化

今後の取組・留意事項

- 緊急防災・減災事業債も活用し、計画的に公共施設等の耐震化及び非常用電源の整備等に取り組んでいただきたい。

トイレカーの整備

背景・課題

- 災害発生時、トイレが確保できなくなった場合、避難所における良好な生活環境の確保や、ボランティアを含む地方公共団体の災害応急対策に従事する者の継続的な活動が困難。
- 被災地の状況に応じ、機動性や衛生面により優れたトイレカーを多様な場面で活用することが有効。

施策の概要

- 避難所における良好な生活環境や災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備。

財政措置

- 地方公共団体が行うトイレカーの整備について、緊急防災・減災事業債の対象。

活用目的	想定される活用場面
良好な生活環境の確保	・避難所 等
災害応急対策の継続性の確保	・災害対策本部設置庁舎などの災害対策拠点 ・災害応急対策の活動現場 等



今後の取組・留意事項

- 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、避難所における良好な生活環境や災害応急対策の継続性を確保することができるよう、トイレカーの整備を進めていただきたい。

応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備

【継続】

背景・課題

- 令和6年能登半島地震では、特に発災直後の奥能登地域において、宿泊施設を確保することが困難であったため、応援職員は被災した庁舎の床で睡眠をとるなど、厳しい環境下での活動を余儀なくされた。
- 応援職員をはじめとする災害対応に従事する者が、現場において必要な活動ができるようにするために、被災地における宿泊施設の確保など、災害対応に従事する職員の健康面での環境整備が必要。

施策の概要

- 応援職員の宿泊環境を確保するための宿泊機能を有する車両の整備。

財政措置

- 地方公共団体が行う応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備について、緊急防災・減災事業債の対象。

今後の取組・留意事項

- 地方公共団体は、災害時に速やかに応援職員の宿泊環境を整え、応援職員を発災直後から継続的に災害対応に従事させることができるよう、**民間事業者との協定締結による車両確保**という方法に加え、宿泊機能を有する車両の整備に取り組んでいただきたい。



想定される宿泊機能を有する車両の一例

防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備

【継続】

背景・課題

- 令和6年能登半島地震において、交通の途絶等による孤立地域への物資輸送が困難になる状況が発生したことを踏まえ、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、輸送手段の確保に努めることが必要。

施策の概要

- 災害発生時に孤立地域等への物資輸送や被害状況の把握、住民への情報伝達を行うために地方公共団体の防災部局が管理・運用するドローン(整備されるドローンと一体不可分的な機能を有するドローン格納庫を含む)の整備。



財政措置

- 地方公共団体の防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備について、緊急防災・減災事業債の対象。

今後の取組・留意事項

- 地方公共団体は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、物資輸送が可能となるようドローンの整備に取り組んでいただきたい。
- 上記、緊急防災・減災事業債の対象とするドローンは、地方公共団体の防災主管部局が整備し、管理・運用するドローンであり、同事業債の活用に当たり、消防庁へ事前に「地方公共団体災害対応ドローン整備・運用事業計画」を提出することが必要(令和8年度の手続については、別途通知予定)。

※令和7年度の手続は「ドローンによる消防防災力の強化に向けた取り組みについて」(令和7年4月1日付 消防消第85号 消防災第48号)を参照

市町村の災害対応力強化のための研修・訓練

【継続】

背景・課題

- 市町村長は、災害時にリーダーシップを発揮し、的確な災害対応を行うことが求められることから、市町村長の災害対応力強化のための研修・訓練が必要。

施策の概要

【市町村長の災害対応力強化のための研修】

- ・市町村長が災害時に的確に判断し、迅速に指示が出せるよう個別面談方式により行う実践的な研修
- ・避難指示の発令等、様々な状況を付与したシナリオ非提示型訓練

【全国防災・危機管理トップセミナー】

- ・有識者、災害を経験した市町村長等による講演

今後の取組・留意事項

- 消防庁では、引き続き、このような研修・訓練を通じて、市町村長の災害対応力の強化を図ることとしており、積極的な参加をご検討いただきたい。
- 災害対応を経験された市町村長の教訓・知見をまとめた以下の冊子を刊行しているので、積極的に事務の参考にしていただきたい。「市町村長による危機管理の要諦」「災害対応事例集」

詳しくはこちら
(消防庁HP)



市町村長の災害対応力強化のための研修		全国防災・危機管理トップセミナー		
	前期	後期	市区長	町村長
募集	● 令和7年4月	● 令和7年9月	● 令和7年4月	● 令和7年10月
日時	● 令和7年5~6月 (20名×7回)	● 令和7年11月 (20名×5回)	● 令和7年6月4日	● 令和7年11月19日
場所	● 個別面談方式(対面・オンライン方式)		● 全国都市会館	● ビジョンセンター東京虎ノ門
イメージ	 市町村長の受講の様子（対面方式）	 市町村長の受講の様子（オンライン方式）	 講演の様子	 会場の様子

指定避難所における避難者の生活環境改善

【新規】

背景・課題

- 令和6年能登半島地震をはじめ、これまでの大規模災害の教訓を踏まえ、**指定避難所の生活環境整備の充実が課題。**

施策の概要

- 指定避難所における厨房設備、入浴設備、洗濯設備等の整備。

財政措置

- 地方公共団体が行う指定避難所における避難者の生活環境改善に係る設備等の整備について、次の設備等についても、緊急防災・減災事業債の対象。

- 厨房設備
- 入浴設備
- 洗濯設備
- 指定避難所の生活環境改善に係る機能を
一体的に備えた車両(災害対応車)

- 給水設備について、対象として明確化。

※いわゆる非適債事業については、特別交付税措置(措置率0.7)



【キッチンカー】



【入浴システム】



【ランドリーカー】

今後の取組・留意事項

- 地方公共団体においては、**指定避難所における良好な生活環境が確保されるよう、災害時に必要となる防災機能設備の整備に取り組んでいただきたい。**

指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋等や防災コンテナの整備【新規】

背景・課題

- 令和7年7月のカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波では、津波警報等の発表が長時間にわたり継続し、避難者が指定緊急避難場所等への避難中や避難後に熱中症となる等の事象が発生。

施策の概要

- 指定緊急避難場所における防災東屋等や防災コンテナの整備。

財政措置

- 地方公共団体が行う指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋等や防災コンテナの整備について、緊急防災・減災事業債の対象。



【防災東屋等】



【防災コンテナ】

今後の取組・留意事項

- 地方公共団体においては、長時間の避難も想定し、防災東屋等や防災コンテナの整備による指定緊急避難場所の熱中症対策に取り組んでいただきたい。

災害時における携帯電話事業者の保有する位置情報の提供

【継続】

背景・課題

○要救助者に重大な危険が切迫しており、早期に発見するために位置情報の提供を受けることが不可欠であると認められる場合、救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関からの要請に基づき、携帯電話事業者は、要救助者の位置情報を取得・提供できることとなっている※¹。

※1 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」

施策の概要

○令和6年1月の能登半島地震対応において判明した課題を踏まえ、事業者、関係府省庁及び有識者による協議により、災害時における位置情報の要請・提供フローについて、以下の点が整理された(令和6年6月28日付け消防情第173号)。

- ① 要請主体としてガイドラインに記載されている「その他これに準ずる機関」として、都道府県・市町村災害対策本部が含まれる
- ② 災害時における緊急の場合は、携帯電話番号が不明であっても、氏名・住所等により要請が可能。
- ③ 現在の位置情報が確認できない場合、最後に確認された位置情報の提供が可能。

※2 災害とは無関係の事案(急病等)における要請については、従前どおり携帯電話番号を特定し要請するものとする(令和4年3月30日付け消防情第181号)。



今後の取組・留意事項

○地方公共団体においては、災害時における携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請を積極的に活用いただきたい

9. 国民保護施策の充実強化

国民保護のための避難行動の周知促進

背景・課題

- 我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している中で、弾道ミサイル飛来時などの国民保護事案時の避難行動について、広く周知を促進することが重要である。

弾道ミサイル飛来時に取るべき行動



- ・「弾道ミサイル飛来時の行動」についての詳細は内閣官房国民保護ポータルサイトに掲載。
※リーフレットもダウンロード可能

国民保護に係る警報のサイレン音



- ・警報が市町村から住民に伝達される際には、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に、原則としてサイレンを使用して注意喚起が図られる。
- ・サイレン音の音声データは内閣官房国民保護ポータルサイトに掲載。

今後の取組・留意事項

- 住民等への積極的な広報への取組をお願いしたい。
- 地方公共団体の首長を含む職員に対しても、研修会や説明会等の機会をとらえ、避難行動を含めた国民保護施策の一層の周知と理解促進への取り組みをお願いしたい。
- 避難行動の周知促進に係る動画を令和7年度中に作成予定のため、当該取組において活用いただきたい。

国民保護訓練の充実強化

【継続】

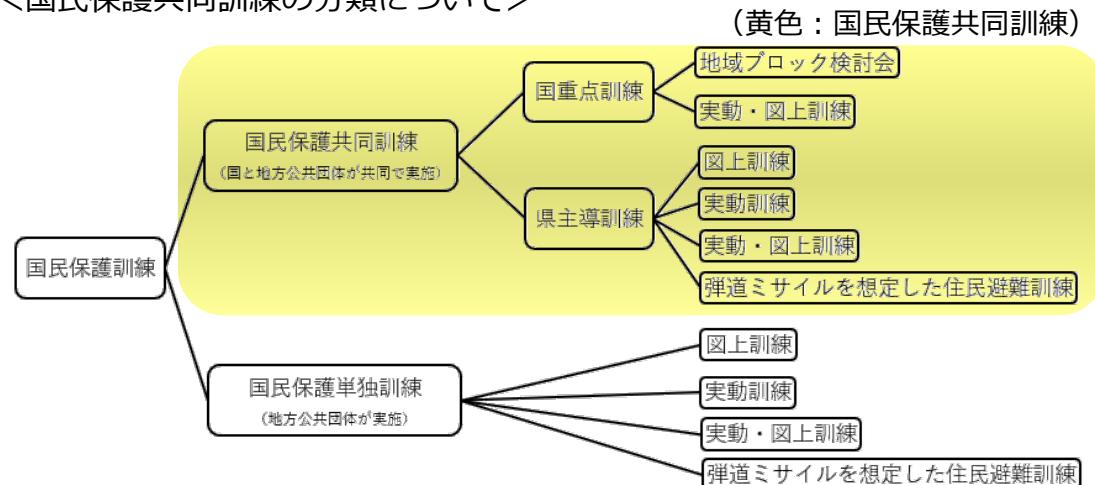
施策の概要

【国費】[R8予算額 1.2億円]

- 弹道ミサイル攻撃、大規模テロなどの国民保護事案への対処能力の向上を図るため、国と地方で共同訓練を実施。

【事業のイメージ】

<国民保護共同訓練の分類について>



【図上訓練】



【実動訓練】



【弾道ミサイルを想定した住民避難訓練】



今後の取組・留意事項

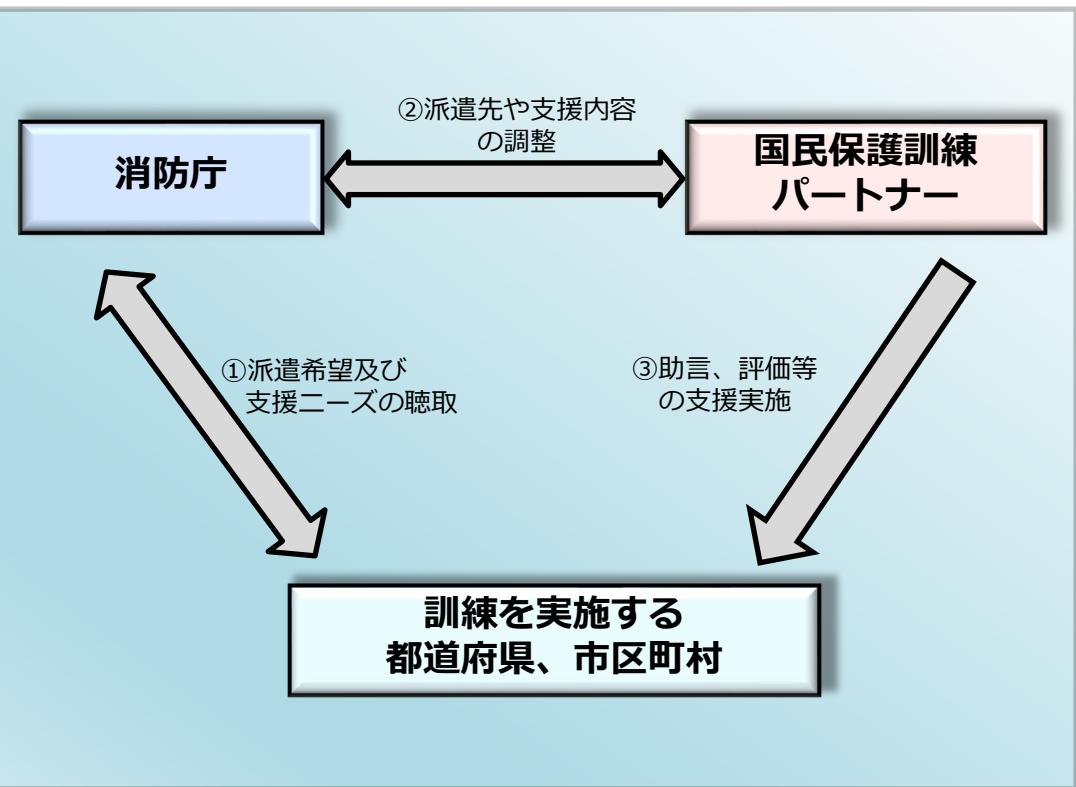
- 国民保護措置への理解やノウハウの蓄積を更に図るため、国と地方公共団体の共同訓練を積極的に実施していただきたい。

施策の概要

【国費】【R8予算額 0.04億円】

- 昨今の国際情勢を踏まえて、積極的な国民保護訓練の実施を国から自治体に呼びかけている中、自治体から国に求められる支援のニーズに応えるため、高度な知見を有する者を「国民保護訓練パートナー」として派遣し、訓練の企画・実施にあたり助言等の支援を行うことで、より効果的・実践的な訓練の実施を図る。

【事業のイメージ】



○国民保護訓練パートナーの支援内容

- ・訓練企画にあたっての助言
- ・訓練統制、コントローラー業務
- ・訓練実施後の評価

○支援する訓練の一例

- ・武力攻撃事態等や緊急対処事態を想定した都道府県や市町村の区域を越える住民の避難訓練など、近年の国重点訓練等の取組を踏まえた訓練
- ・国民保護措置に係る都道府県や市町村における緊急対処事態対策本部等の運営訓練



【図上訓練】



【実動訓練】

今後の取組・留意事項

- 今後、派遣自治体及び国民保護訓練パートナーと調整して、派遣先及び支援内容等を決定し、支援を行う。
- 令和8年度の共同訓練にあたり、積極的にパートナー制度を活用いただきたい。

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練優良事例集の作成

【継続】

施策の概要

【国費】【R8予算額 0.02億円】

- 各地で行われている弾道ミサイルを想定した住民避難訓練について、緊急一時避難施設の使用や要配慮者の避難など、実践的な取組に関する調査・検証を行い、優良事例集を作成、地方公共団体に提供することにより、より一層効果的な訓練の実施を促進する。

【優良事例のイメージ】

緊急一時避難施設への避難

優良事例の特徴	都市部において人が多くいる時間帯に弾道ミサイルが発射され、その場に居合わせた歩行者・観光客などが、都道府県又は指定都市の長が予め指定した緊急一時避難施設に指定する地下街に避難。
主要訓練項目	<ul style="list-style-type: none">○住民避難訓練<ul style="list-style-type: none">・Jアラート(模擬)により受信した弾道ミサイルに係る情報を受け、防災アプリにより、住民・観光客等に情報伝達(多言語表示)を実施・屋外の公園から地下街(緊急一時避難施設)への避難を実施○初動対処訓練<ul style="list-style-type: none">・弾道ミサイル発射時の市職員の初動対処を実施・国からのJアラート(模擬)、エムネット(模擬)を受け、情報伝達を実施
参加人数	60名
訓練の効果	<ul style="list-style-type: none">○指定済みの緊急一時避難施設への避難について、住民への周知の機会となった。○避難誘導の際の導線の確認など、緊急一時避難施設への実際の活用にあたっての課題を検証することができた。



地下街への避難状況



地下街に避難し、頭部を守る動作をする

要配慮者の避難

優良事例の特徴	自ら避難することが困難な者(老人福祉施設入所者)を対象に避難訓練を実施。歩行器や車椅子利用者を施設職員が介添し、窓のない部屋や廊下への避難誘導を行った。
主要訓練項目	<ul style="list-style-type: none">○初動対処訓練<ul style="list-style-type: none">・弾道ミサイル発射時の町職員の初動対処を実施・国からのJアラート(模擬)、エムネット(模擬)を受け、情報伝達を実施○住民避難訓練<ul style="list-style-type: none">・エムネットによる弾道ミサイルの発射情報を受け、地元消防署から消防防災吹鳴装置(屋外スピーカー)により、住民等に情報伝達を実施・屋外にいる住民、福祉施設利用者は消防コミュニティセンター、総合福祉施設へ避難。地元消防署員、福祉施設職員及び振興局職員は、避難誘導を実施
参加人数	40名
訓練の効果	<ul style="list-style-type: none">○施設内における避難行動のあり方について、入所者と職員が実践を通じて習熟することができた。○施設職員と応援人員(振興局職員)との役割分担や連携のあり方について確認・協議する契機となった。



福祉施設職員の介添えによる避難



窓のない廊下に避難し、頭部を守る動作をする

今後の取組・留意事項

- 今後、実践的な取組に関する調査・検証を行う予定としているので、候補自治体における調査にご協力いただきたい。
- 令和8年度中を目途に事例集を提供する予定であり、訓練の企画・実施において積極的に活用いただきたい。

施策の概要

【国費】【R8予算額 0.02億円】

- これまで、全国の都道府県単位での「パターン作成支援に係る研修会」を開催し、管内の市町村に対する一律の支援を実施。
- パターンの複数化・高度化への支援に係る要望の増加を踏まえ、研修会の開催に加え、知見を重ねた自治体職員等をアドバイザーとして希望する市町村へ派遣する事業を新たに実施。
⇒ 高度なパターンの作成例・作成ノウハウの紹介や、パターン活用事例(関係機関との協議や、作成したパターンを用いた訓練等)の展開を通じ、全国の市町村におけるパターンの複数化・高度化への取組を一層支援。

【事業のイメージ】



【事業概要】

- パターン作成に関し知見を有する自治体職員等を消防庁のアドバイザー（※）として委嘱し、希望する自治体への派遣を通じて、パターン作成の取組を促進。
- 自治体の危機管理担当部局・職員に対し、アドバイザーから高度な事案(武力攻撃原子力災害や離島からの避難など、今後検討・取組が進んでいく分野を想定)の対処に係るパターンの新たな作成に向けた助言など、パターンの複数化・高度化に関する支援を実施し、更なる取組推進を図る。
- あわせて、自治体におけるパターン活用の実効性確保のための取組(パターンを用いた関係機関の役割分担の確認 等)に向けた支援を行うことも検討。

※ アドバイザーとして派遣される人員

自治体での危機管理部局の在籍歴が長く、国民保護訓練に関する知見も豊富な職員を主として想定。

今後の取組・留意事項

- **パターンの複数化・高度化に向けて、アドバイザー派遣事業を積極的に活用いただきたい。**
- 今後、アドバイザー派遣希望の募集を開始し、希望する自治体に随時アドバイザーを派遣する予定。

施策の概要

【国費】【R8予算額 0.03億円】

- 爆風等からの被害軽減に有効な地下施設等の緊急一時避難施設の指定を促進するため、知見を蓄積した自治体職員等を希望する自治体へアドバイザーとして派遣し、成果の全国的な展開を実施。
- 緊急一時避難施設指定の促進のためのアドバイザー派遣に係る経費。

【事業概要】

- 重点取組分野に位置づける施設のうち、特に次の2分野の施設指定に知見等を有するアドバイザーを各団体へ派遣し、指定促進のための相談・助言等を行う。
 - ①地上施設(民間施設) … 大規模商業施設
 - ②地下施設 … 地下駅舎及び地下街
- アドバイザー派遣等による助言等の内容をとりまとめた成果物を各団体へ提供し、指定に係る実績・知見等の横展開を図る。

※ アドバイザーとして派遣される人員

緊急一時避難施設の指定に当たって成果を挙げ、知見が蓄積された自治体の担当職員（前職等を含む。）や、指定対象とされた施設側の担当者（公営企業職員・公社職員等を含む。）。

【事業のイメージ】



今後の取組・留意事項

- **緊急一時避難施設の指定**に向けて、(特に、指定権者である都道府県及び政令市においては、)アドバイザー派遣事業を積極的に活用いただきたい。今後、アドバイザー派遣希望の募集を開始し、希望する自治体に隨時アドバイザーを派遣する予定。

全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の整備・連携する情報伝達手段の多重化等

【継続】

背景・課題

- Jアラート受信機について、これまで市町村で一律に発信されていた避難情報を、地域単位で発信できるよう、令和8年5月下旬を目処に行われる防災気象情報体系の見直し等に合わせてプログラムを改修する予定であり、当該見直し等に先立ち、令和7年度より新型Jアラート受信機の整備を推進している。
- 1手段のみの情報伝達手段によりJアラート情報を配信している自治体がある。

施策の概要

- 地方公共団体における令和8年度中可能な限り早期の新型Jアラート受信機の導入を促進し、地域単位での避難情報の発信や防災気象情報体系の見直しに対応した情報伝達手段の整備を推進する。
- Jアラートと連携していない情報伝達手段の新たな連携(多重化)を推進する。

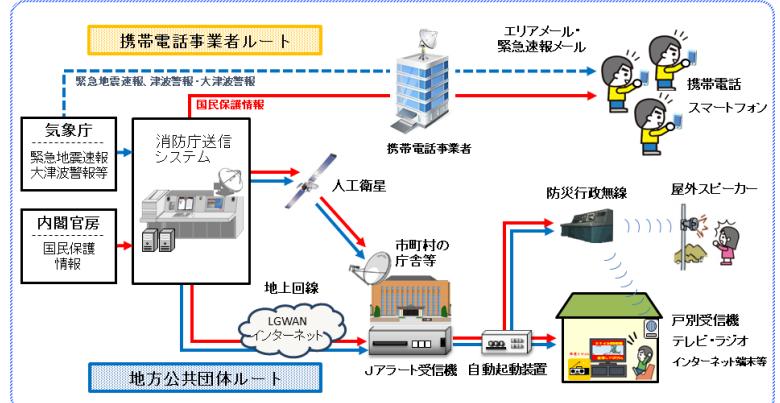
財政措置

- Jアラートの情報伝達手段の多重化については、緊急防災・減災事業債の対象。
- 令和8年度までに行う新型Jアラート受信機の整備についても、緊急防災・減災事業債の対象。

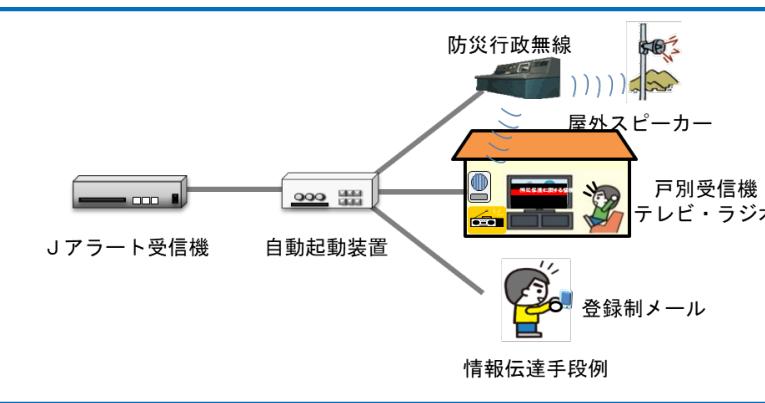
今後の取組・留意事項

- 新型Jアラート受信機は、防災気象情報の体系の見直し等を踏まえた運用変更に対応できるよう整備を進めていただきたい。
- 一人でも多くの住民が、迅速かつ確実に避難を実施できるようにするために、引き続きJアラートの情報伝達手段の多重化に適切に取り組んでいただきたい。

【Jアラートシステム概要】



【Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化 事業概要】



10. 災害時の通信・ 情報伝達体制などの充実強化

住民への災害情報伝達手段の多重化・強靭化

【継続】

施策の概要

- 市町村に対し通信技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーを派遣することにより、地域特性を踏まえた最適な伝達手段を整備するための課題を解決し、災害情報伝達手段の整備を促進。
- 防災行政無線のデジタル化等について、財政措置。



財政措置

<国費>

- 【災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣事業】通信技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーの派遣(R7補正予算額 0.3億円)。

<緊急防災・減災事業債>

- 【防災行政無線のデジタル化】アナログ方式の防災行政無線をデジタル化する場合
- 【戸別受信機等の設置】同報系の親局等を整備する場合に、屋外スピーカー等と一緒に「戸別受信機」を整備する場合
- 【代替整備】防災行政無線の「代替」となる同報系システムを整備する場合
- 【防災行政無線等の機能強化】住民への防災情報の確実な伝達のための「機能強化」(音達を改善・視覚効果付き・停電対策を実施した屋外スピーカー等)を図る場合
- 【携帯電話網等を活用した情報伝達システム】携帯電話網等を活用した情報伝達システムについて、庁舎側のサーバー等の整備を伴う場合
- 【災害情報伝達手段への一斉送信システム】災害情報伝達手段への一斉送信システムについて、庁舎側のサーバー等の整備を伴う場合

<特別交付税措置>

- 【戸別受信機等の設置】戸別受信機等を貸与により配備する場合 ※
- 【庁舎側設備のソフト改修等】一斉送信機能導入に伴うシステム改修等について、サーバー等の整備を伴わない場合

※地方財政法第33条の5の14に規定する事業で、住民への無償貸与による配備であれば緊急防災・減災事業債が活用可能

今後の取組・留意事項

- 地方公共団体におかれでは、引き続き防災行政無線をはじめとする災害情報伝達手段の多重化・強靭化を積極的に進めていただきたい。
- その際は、障害者・外国人等に対しても、確実に情報を伝達できるようにすることに留意いただきたい。
- また、必要に応じて、一斉送信機能※の導入についても検討いただきたい。

※ 複数の情報伝達手段に一斉に災害情報を配信する機能

背景・課題

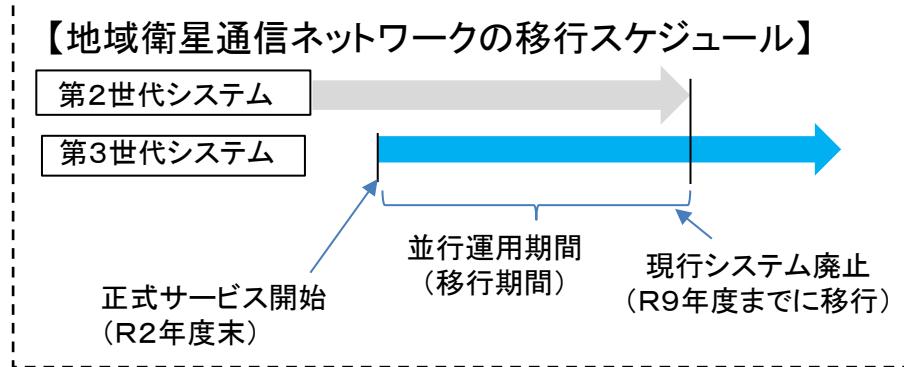
- 災害発生時には地上系の通信網が被災して使用できなくなるおそれがあることから、災害の影響を受けにくい地域衛星通信ネットワーク等の衛星系ネットワークを市町村まで整備することが重要。
- 地域衛星通信ネットワークの第2世代システムは、令和9年度をもって終了することから、令和9年度までに都道府県において第3世代システム等の整備が必要

施策の概要

- 地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的整備を推進。
- 地域衛星通信ネットワーク第3世代システムの特徴は次の3点。
①整備コストを大きく削減可能 ②機器小型化による設置場所の省スペース化 ③性能面が大きく向上



↑ アンテナ、室内機器ともに小型かつ低コスト



財政措置

- 都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システムに係る整備事業について、緊急防災・減災事業債の対象。

今後の取組・留意事項

- 地域衛星通信ネットワークの第2世代システムは令和9年度をもって終了することから、**令和9年度までに着実な第3世代システム等の整備に取り組んでいただきたい。**

庁舎・消防庁舎等における衛星通信システムの整備

【新規】

背景・課題

- 令和6年能登半島地震の被災地方公共団体において、衛星通信システムが地方公共団体の庁舎等に設置され、切断された通信網に代わって地方公共団体職員の情報収集・共有等の業務に活用された。
- 令和6年能登半島地震や大船渡市林野火災では、通信回線の途絶や通信圏外地域で活動を行ったことにより、既存の通信機器が使用できなかったため、衛星通信システムや公共安全モバイルシステム及びIP無線アプリが消防の情報共有に活用された。

今後の取組

- 各地方公共団体・消防本部においては、災害発生時に公衆網に接続する手段として、庁舎・消防庁舎及び災害現場用の衛星通信システム並びに公共安全モバイルシステム及びIP無線アプリの整備が必要。

財政措置

- 庁舎・消防庁舎における設置工事を伴う衛星通信システムの整備について、緊急防災・減災事業債の対象。
- 災害現場等で用いる可搬型の衛星通信システム並びに消防本部による公共安全モバイルシステム及びIP無線アプリの整備に要する経費について、特別交付税措置(措置率0.7)。

● 緊急防災・減災事業債の対象

衛星通信システム(庁舎・消防庁舎への設置)



● 特別交付税措置の対象

衛星通信システム(可搬型)



公共安全モバイルシステム



IP無線アプリ



背景・課題

- 自治体での非常通信手段の確保については、国が策定する防災基本計画等において、衛星通信等により、孤立する懸念のある地域の住民と市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう促してきた。
- 令和6年能登半島地震では、地形的特徴も相まって多数の孤立集落が発生し、特に発災当初の通信途絶が生じている間、通話やデータの送付等が困難で意思疎通の手段に制約が生じるなど通信手段の確保が課題となった。その際、現地で活動した地元消防本部や緊急消防援助隊においては衛星通信等が有効な代替手段となった。

＜衛星携帯電話をはじめとした衛星通信等の例＞



衛星携帯電話



衛星インターネット



地域衛星通信ネットワーク

施策の概要

- 孤立するおそれのある地域における衛星携帯電話等の設置について、有効事例の調査を行い、その結果を他の自治体と共有するなど、非常用通信手段の確保が進むよう、関係府省等と連携し取組を進めている。

財政措置

- 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための衛星通信を使ったWi-Fi整備について、緊急防災・減災事業債の対象。
※非適債事業については、特別交付税措置(措置率0.7)
- 公共・公用施設における衛星電話の配備に係る経費について、特別交付税措置(措置率0.7)。

今後の取組・留意事項

- 災害時に孤立するおそれのある地域において地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意いただきたい。

背景・課題

- 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするため、多様な通報手段を確保するとともに、消防本部として当該通報に関して適切な対応をとることが重要。

施策の概要

- 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、スマートフォンの画面へのタッチ又は文字入力により、いつでも全国どこからでも119番通報ができるシステム(NET119緊急通報システム)の全国の消防本部での導入を引き続き促進。
- 聴覚障害者と聴者を手話通訳オペレーター等を介して電話で即時双方向につなぐ電話リレーサービス※からの119番通報について、利用者が自身の声で相手方に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にする「文字表示電話サービス(ヨメテル)」が新たに開始されたこと等を踏まえ、適切な対応が図られるよう周知。 ※ 電話リレーサービスについては(一財)日本財団電話リレーサービスが運営

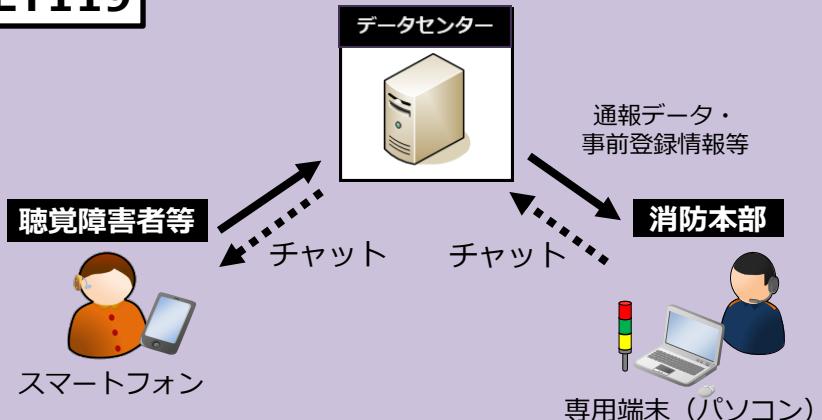
財政措置

- 全国の消防本部がNET119緊急通報システムを運用するための経費について、普通交付税措置。

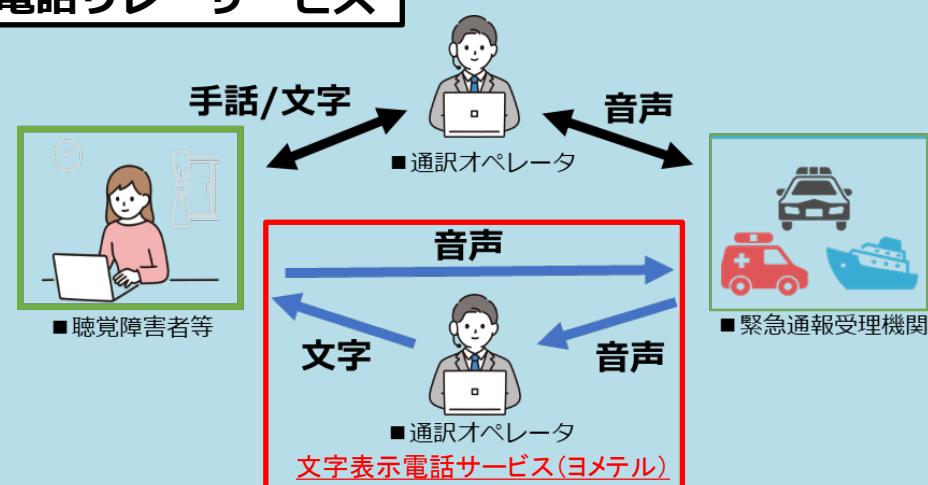
今後の取組・留意事項

- NET119緊急通報システムについて早期に導入を図っていただきたい。
- 「文字表示電話サービス(ヨメテル)」について、令和7年1月23日から開始されたことから、適切に対応いただきたい。

NET119



電話リレーサービス



12. 中古消防車両等の 海外寄贈への協力

中古消防車両等の海外寄贈への協力

【継続】

国内で更新対象となった消防車両等（例：ポンプ車、化学自動車、救急車）の海外寄贈は、開発途上国の災害対応能力等の向上に寄与するだけでなく、我が国の「顔の見える国際協力」として極めて効果の大きい事業であり、国際貢献・国際交流の観点からもその拡大が期待されている。

消防庁では、外務省、日本消防協会、日本外交協会と連携して、消防車両等の海外寄贈の更なる拡大に向けて、その取り組みを強化している。（消防庁：寄贈可能車両の把握等 外務省：海外ニーズの把握等 日本消防協会及び日本外交協会：車両寄贈手続き等）

各消防本部におかれましても、これまで以上に、寄贈要請に応じていただきたい。

なお、近年の寄贈実績を含む中古消防車両の海外寄贈に関する情報を消防庁ホームページに掲載。

<https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-8.html>

【寄贈実績】

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和 元 年度
日本消防協会	81	61	60	48	40	52
日本外交協会	33	31	40	54	19	56
その他	14	19	16	33	22	46
合計 (台)	128	111	116	135	81	154

【具体例】

ブータンへの消防車両寄贈（令和6年3月）

- ・日本消防協会を通じて水槽付き消防ポンプ車1台、消防ポンプ車2台、小型動力ポンプ式積載車の合計4台を寄贈。
- ・車両寄贈に併せて日本消防協会から3名、東京消防庁から2名が現地にて技術指導を実施。（ODA資金を活用）



技術指導研修修了証を授与された研修生



訓練の様子(車両取扱い説明)



訓練の様子(資機材取扱い説明)

ナウルでの救急車寄贈(感謝のSNS)

- ・救急車の寄贈を受け、感謝の気持ちを政府のSNSを通じて発信



ナウル共和国政府觀... @nau... · Apr 25 ...

日本からナウル共和国へ救急車の寄贈をいただきました。ダゲアゴ保健大臣がナウル共和国政府を代表して受領をさせていただきました ●



元々は埼玉県川口市で使われていた車両だそうです。今回の贈呈はナウル共和国でも大きく報道されております。ありがとうございます ●



【寄贈先と寄贈元】※平成30年度～令和6年度

153消防本部、84消防団からの寄贈

アジア 20カ国、中南米 15カ国、
アフリカ 21カ国、大洋州 9カ国
欧州 2カ国

13. 消防防災分野における 退職自衛官の活用

背景

- 令和3年12月に消防庁と防衛省との間で「人材の確保及び活用に係る防衛省及び消防庁の相互連携に関する申合せ」(以下「申合せ」という。)を行い、各消防本部等においては、若年定年退職自衛官や任期満了自衛官の活用を進めてきた。
- 厳しさを増す安全保障環境の中、政府において、「自衛官の待遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」(令和6年12月20日閣議決定)が策定され、消防防災分野における人材確保の観点からも、令和7年3月7日に申合せを改定し、これまでの消防吏員や消防防災ヘリコプター操縦士等としての活用に加え、消防本部における自動車整備士・海技士等の職務における活用のほか、消防団員、地方公共団体の防災・危機管理部門等における活用に向けた取組を行うこととした。

申合せの拡充内容

令和3年12月 申合せ

自衛隊操縦士養成施設における消防防災ヘリコプター操縦士の養成

若年定年退職自衛官の消防防災ヘリコプター操縦士等としての活用

任期満了退職自衛官の消防吏員としての活用

—

—

自衛官、消防吏員及び消防団員の確保に向けた取組の推進

—

対象を拡大

新規

新規

新規

令和7年3月 申合せ(拡充)

自衛隊操縦士養成施設における消防防災ヘリコプター操縦士の養成

若年定年退職自衛官の消防防災ヘリコプター操縦士等の**消防吏員等**としての活用 (**自動車整備士・海技士等を追加**)

任期満了退職自衛官の消防吏員としての活用

若年定年退職自衛官及び任期満了退職自衛官の消防団員としての活用

若年定年退職自衛官の地方公共団体の防災・危機管理部門における活用

自衛官、消防吏員及び消防団員の確保に向けた取組の推進

若年定年退職自衛官及び任期満了退職自衛官の消防設備関連の企業における活用

14. 緊急防災・減災事業債の活用

概要

- 緊急防災・減災事業債について、地方公共団体が単独事業として実施する防災・減災対策を一層推進できるよう、**対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで5年間延長。**

対象事業の拡充内容

現行の対象事業

- ・緊急消防援助隊の車両等
- ・消防団の拠点施設・車両
- ・消防水利施設
- ・災害対応ドローン
- ・指定避難所の環境改善（空調等）
- ・防災資機材等備蓄施設
- ・公共施設又は公用施設の耐震化
- ・防災行政無線のデジタル化等



対象事業の拡充

- 令和6年能登半島地震やカムチャツカ半島地震等の教訓を踏まえ、以下の事業を拡充
- ・指定避難所の環境改善（厨房設備、入浴設備、洗濯設備、災害対応車等）
- ・指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋等や防災コンテナ
- ・緊急消防援助隊に係る高度土砂吸引車
- ・庁舎・消防庁舎における衛星通信システム等

※ 拠点避難地、避難路及び緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設については対象施設を明確化
(令和7年度までに建設工事に着手した事業については、所要の経過措置)

緊急防災・減災事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

問い合わせ先

目次	問い合わせ先	連絡先
p.3 消防庁ヘリコプターの配備	広域応援室 航空企画係	03-5253-7569 k.koukuu[at]ml.soumu.go.jp
p.4 大船渡市林野火災等を踏まえた緊急消防援助隊の充実強化	広域応援室 広域応援計画係	03-5253-7569 k.keikaku[at]ml.soumu.go.jp
p.5 令和6年能登半島地震等を踏まえた緊急消防援助隊の体制強化	広域応援室 広域応援計画係	03-5253-7569 fdma-keikaku[at]ml.soumu.go.jp
p.6 消防防災ヘリコプターの管理運用	広域応援室 航空企画係	03-5253-7569 kouiki-koukuu[at]ml.soumu.go.jp
p.7 緊急消防援助隊及び県内応援に関する経費負担について	広域応援室 広域応援企画係	03-5253-7569 kouiki-kikaku[at]ml.soumu.go.jp
p.8 緊急消防援助隊のアクションプラン及び出動計画	広域応援室 広域応援企画係	03-5253-7569 kouiki-kikaku[at]ml.soumu.go.jp
p.9 緊急消防援助隊合同訓練の実施	広域応援室 広域応援調整係	03-5253-7569 kouiki-chousei[at]ml.soumu.go.jp
p.10 緊急消防援助隊の受援能力の向上	広域応援室 広域応援企画係	03-5253-7569 kouiki-kikaku[at]ml.soumu.go.jp
p.11 緊急消防援助隊の救助技術の高度化	参事官室 救助係	03-5253-7507 sanjikan@ml.soumu.go.jp
p.13 消防分野における新技術の研究開発・実用化の推進	技術戦略室	03-5253-7541 gisei2[at]ml.soumu.go.jp
p.14 消防指令システムの標準化	防災情報室 情報企画係	03-5253-7526 119tec[at]ml.soumu.go.jp
p.15 消防業務システムのクラウド化	防災情報室 情報企画係	03-5253-7526 119tec[at]ml.soumu.go.jp
p.16 災害時の映像情報共有の推進	防災情報室 通信管理係	03-5253-7526 fireradio[at]ml.soumu.go.jp

(※スパムメール対策として @ を [at] と表示しています。送信の際には @ に変更してください。)

問い合わせ先

目次	問い合わせ先	連絡先
p.18 都道府県による消防の広域化及び連携・協力の推進	消防・救急課 広域化推進係	03-5253-7522 kouikika[at]ml.soumu.go.jp
p.19 消防の広域化及び連携・協力の推進	消防・救急課 広域化推進係	03-5253-7522 kouikika[at]ml.soumu.go.jp
p.20 消防本部における災害対応ドローン(水中ドローンを含む)の整備	消防・救急課 警防係	03-5253-7522 keibou[at]ml.soumu.go.jp
p.21 ドローン活用人材の育成を通じた災害対応能力強化	消防・救急課 警防係	03-5253-7522 keibou[at]ml.soumu.go.jp
p.22 大船渡市林野火災を踏まえた飛び火警戒要領の見直し等	消防・救急課 警防係	03-5253-7522 keibou[at]ml.soumu.go.jp
p.23 津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画等の策定	消防・救急課 警防係	03-5253-7522 keibou[at]ml.soumu.go.jp
p.24 消防本部における女性消防吏員の更なる活躍推進①	消防・救急課 職員係	03-5253-7522 shokuin[at]soumu.go.jp
p.25 消防本部における女性消防吏員の更なる活躍推進②	消防・救急課 職員係	03-5253-7522 shokuin[at]soumu.go.jp
p.27 マイナ救急の全国展開の推進	救急企画室 救急安全係	03-5253-7529 kyukyukikaku[at]soumu.go.jp
p.28 救急安心センター事業(♯7119)の全国展開	救急企画室 救急連携係	03-5253-7529 kyukyukikaku-kyukurenkei[at]soumu.go.jp

(※スパムメール対策として @ を [at] と表示しています。送信の際には @ に変更してください。)

問い合わせ先

目次	問い合わせ先	連絡先
p.30 消防団の力向上モデル事業	地域防災室 消防団係	03-5253-7561 syobodan[at]ml.soumu.go.jp
p.31 消防団設備整備費補助金	地域防災室 消防団係	03-5253-7561 syobodan[at]ml.soumu.go.jp
p.32 救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付	地域防災室 消防団係	03-5253-7561 syobodan[at]ml.soumu.go.jp
p.33 消防団ドローン・DX推進事業	地域防災室 消防団係	03-5253-7561 syobodan[at]ml.soumu.go.jp
p.34 自主防災組織等活性化推進事業	地域防災室 住民防災係	03-5253-7561 chiikibousai[at]ml.soumu.go.jp
p.35 自主防災組織等のリーダー育成支援事業	地域防災室 住民防災係	03-5253-7561 chiikibousai[at]ml.soumu.go.jp
p.36 防災意識向上プロジェクト	地域防災室 住民防災係	03-5253-7561 chiikibousai[at]ml.soumu.go.jp
p.38 林野火災の予防及び消火活動について	特殊災害室 企画係	03-5253-7561 tokusaishitsu[at]soumu.go.jp
p.39 住宅防火対策の推進	予防課 予防係	03-5253-7523 yobouka-y[at]ml.soumu.go.jp
p.40 感震ブレーカーの普及啓発	予防課 予防係	03-5253-7523 yobouka-y[at]ml.soumu.go.jp
p.41 密集市街地火災対策支援補助金	予防課 予防係	03-5253-7523 yobouka-y[at]ml.soumu.go.jp

(※スパムメール対策として @ を [at] と表示しています。送信の際には @ に変更してください。)

問い合わせ先

目次	問い合わせ先	連絡先
p.43 防災拠点となる公共施設等の耐震化等	防災課 震災対策係	03-5253-7525 sintai[at]soumu.go.jp
p.44 トイレカーの整備	防災課 防災調整係、震災対策係	03-5253-7525 bousaityousei[at]ml.soumu.go.jp sintai[at]soumu.go.jp
p.45 応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備	防災課 防災企画係	03-5253-7525 bousaikikaku[at]soumu.go.jp
p.46 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備	防災課 震災対策係	03-5253-7525 sintai[at]soumu.go.jp
p.47 市町村の災害対応力強化のための研修・訓練	防災課 防災企画係、防災調整係	03-5253-7525 bousaikikaku[at]soumu.go.jp bousaityousei[at]ml.soumu.go.jp
p.48 指定避難所における避難者の生活環境改善	防災課 防災調整係	03-5253-7525 bousaityousei[at]ml.soumu.go.jp
p.49 指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋等や防災コンテナの整備	防災課 防災調整係	03-5253-7525 bousaityousei[at]ml.soumu.go.jp
p.50 災害時における携帯電話事業者の保有する位置情報の提供	防災情報室 通信企画係	03-5253-7526 bgm-boujo[at]ml.soumu.go.jp
p.52 国民保護のための避難行動の周知促進	国民保護室 企画係・運用係	03-5253-7550 soudan-pattern[at]ml.soumu.go.jp
p.53 国民保護訓練の充実強化	国民保護運用室 調整第一係、調整第二係	03-5253-7551 fdma-kokuhokunren[at]ml.soumu.go.jp
p.54 国民保護訓練パートナー制度による県主導訓練の高度化	国民保護運用室 調整第一係、調整第二係	03-5253-7551 fdma-kokuhokunren[at]ml.soumu.go.jp

(※スパムメール対策として @ を [at] と表示しています。送信の際には @ に変更してください。)

問い合わせ先

目次	問い合わせ先	連絡先
p.55 弹道ミサイルを想定した住民避難訓練優良事例集の作成	国民保護運用室 調整第一係、調整第二係	03-5253-7551 fdma- kokuhokunren[at]ml.soumu.go.jp
p.56 避難実施要領のパターン作成の促進	国民保護運用室 企画係	03-5253-7550 soudan-pattern[at]ml.soumu.go.jp
p.57 緊急一時避難施設の指定促進	国民保護室 企画係	03-5253-7550 soudan-pattern[at]ml.soumu.go.jp
p.58 全国瞬時警報システム(Jアラート)の新型受信機の整備・連携する情報伝達手段の多重化等	国民保護室 運用係	03-5253-7551 renraku-jalt[at]soumu.go.jp
p.60 住民への災害情報伝達手段の多重化・強靭化	防災情報室 通信企画係	03-5253-7526 bgm-boujo[at]ml.soumu.go.jp
p.61 地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的整備	防災情報室 通信管理係	03-5253-7526 fireradio[at]ml.soumu.go.jp
p.62 庁舎・消防庁舎における衛星通信システムの整備	防災情報室 通信企画係 情報企画係	03-5253-7526 bgm-boujo[at]ml.soumu.go.jp 119tec[at]ml.soumu.go.jp
p.63 災害時に孤立するおそれのある地域における情報連絡体制の確保	防災情報室 通信管理係	03-5253-7526 fireradio[at]ml.soumu.go.jp
p.64 NET119の導入促進及び電話リレーサービスにおける新たな取組に係る対応	防災情報室 情報企画係	03-5253-7526 119tec[at]ml.soumu.go.jp
p.66 中古消防車両等の海外寄贈への協力	参事官室 国際協力係	03-5253-7507 fdma.kokusai[at]soumu.go.jp
p.68 「人材の確保及び活用に係る防衛相及び消防庁の相互連携に関する申合せ」の拡充	総務課 企画係	03-5253-7506 fdma-kikaku[at]soumu.go.jp
p.70 緊急防災・減災事業債の延長・拡充	消防・救急課 財政係	03-5253-7522 syozai[at]soumu.go.jp

(※スパムメール対策として @ を [at] と表示しています。送信の際には @ に変更してください。)